

長崎国際大学

動物実験施設並びに実験動物使用実績  
第 16 号

令和 6 年度

Annual Reports of Laboratory Animal Research Facilities  
and Use of Experimental Animals,  
Nagasaki International University

令和 7 年 12 月 26 日発行

編集・発行：長崎国際大学動物実験委員会

目次		1
1. 概要		2
2. 専用区域		2
3. 施設仕様		3
4. 運営組織		3
5. 使用にあたっての注意事項		4
6. 動物実験委員会委員		5
7. 長崎国際大学 動物実験規程		6
8. 長崎国際大学研究倫理指針		19
9. 長崎国際大学研究倫理委員会規程		24
10. 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規		29
11. 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規		32
12. 長崎国際大学薬学部動物実験指針		34
13. 各学部の倫理委員会規則と動物実験に関連した指針および規則		38
14. 沿革		39
15. 実績状況		44
15-1) 承認済み動物実験計画申請		44
15-2) 動物実験従事者数		46
15-3) 動物の使用状況		47
15-4) 教育訓練実施状況		48
15-5) マウス、ラット感染症検査成績		49
15-6) SPF 入出記録		54
15-7) 保守点検		55
15-8) 動物実験施設に関連した業績		56
15-9) 動物実験に関する自己点検・評価報告書		60
15-10) 実験動物飼養保管状況の自己点検票		77
15-11) 自己評価		81
15-12) 今後の運営方針		81
16. 施設使用マニュアル		82
16-1) 動物舎使用の流れ		
16-2) コンベ飼育室入室手順		
16-3) コンベ飼育室退室手順		
16-4) SPF 入出手順		
16-5) SPF 退出手順		
16-6) SPF 動物世話手順		
16-7) 実験室 5 (ウサギ等) CV 動物世話手順		
16-8) 動物搬入		
16-9) 床換え		
16-10) 死骸の処理		
16-11) ケージ・水差し準備		
16-12) 2F 機械室ボイラー始動手順		
16-13) 2F 機械室ボイラー停止手順		
16-14) オートクレーブ使用手順 (一般滅菌)		
16-15) オートクレーブ使用手順 (液体滅菌)		
16-16) 洗浄機使用手順		
16-17) その他		
17. 動物実験計画 申請書 等		103
18. 薬学部動物施設管理者		114
19. 緊急時対応マニュアル		115

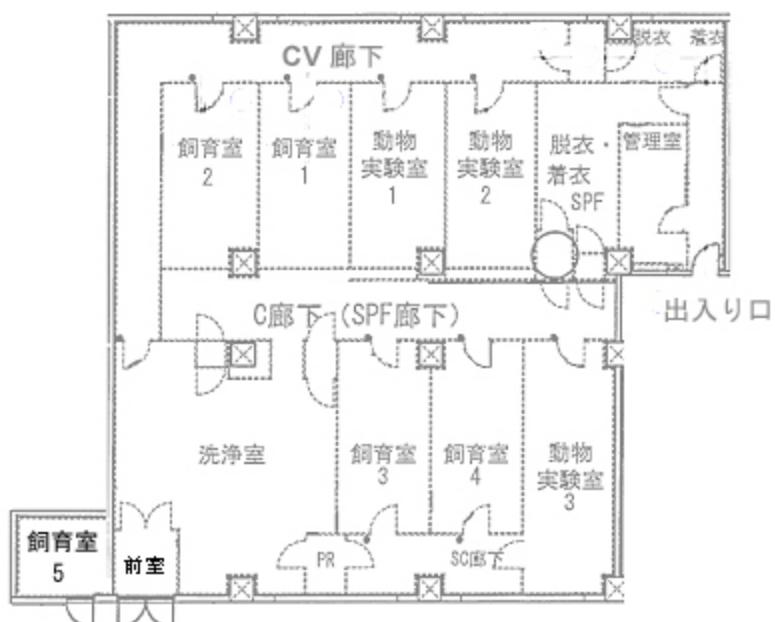
## 1. 概要

動物実験をおこなうにあたって、①安全であること、②再現性のある正確な実験が行えること、③無駄なく適正に行われる事が重要であり、このような実験系が維持されるためには、施設として実験環境の整備とともに研究者の動物実験に対する適正な情報の共有化が必要となる。本学は薬学部の設置にともない優良試験所基準（Good Laboratory Practice/GLP）を考慮して、実験動物飼育室、準備室、動物実験室、洗浄室、及び空調機器室等からなる動物実験施設を設置した。本施設には、給気系統に高性能ヘパフィルターが組み込まれ、清浄に処理した新鮮な空気がすべての飼育室内に供給され、各室を外界から完全に隔離し、可能な限り清浄な環境で動物を飼育できる設備及び機能を有する。

本施設は、長崎国際大学 動物実験に関する規程に従い、施設の管理の高能率化、厳密化を目指とともに、情報の共有化による実験の適正化を進め、円滑な施設運営を目指している。

## 2. 専用区域

下図に動物実験施設専用区域を示す。



飼育室 1, 2 及び 動物実験室 1, 2 2900 mm X 7900mm (コンベンショナル)

飼育室 3, 4 2950 mm X 6000 mm (SPF)

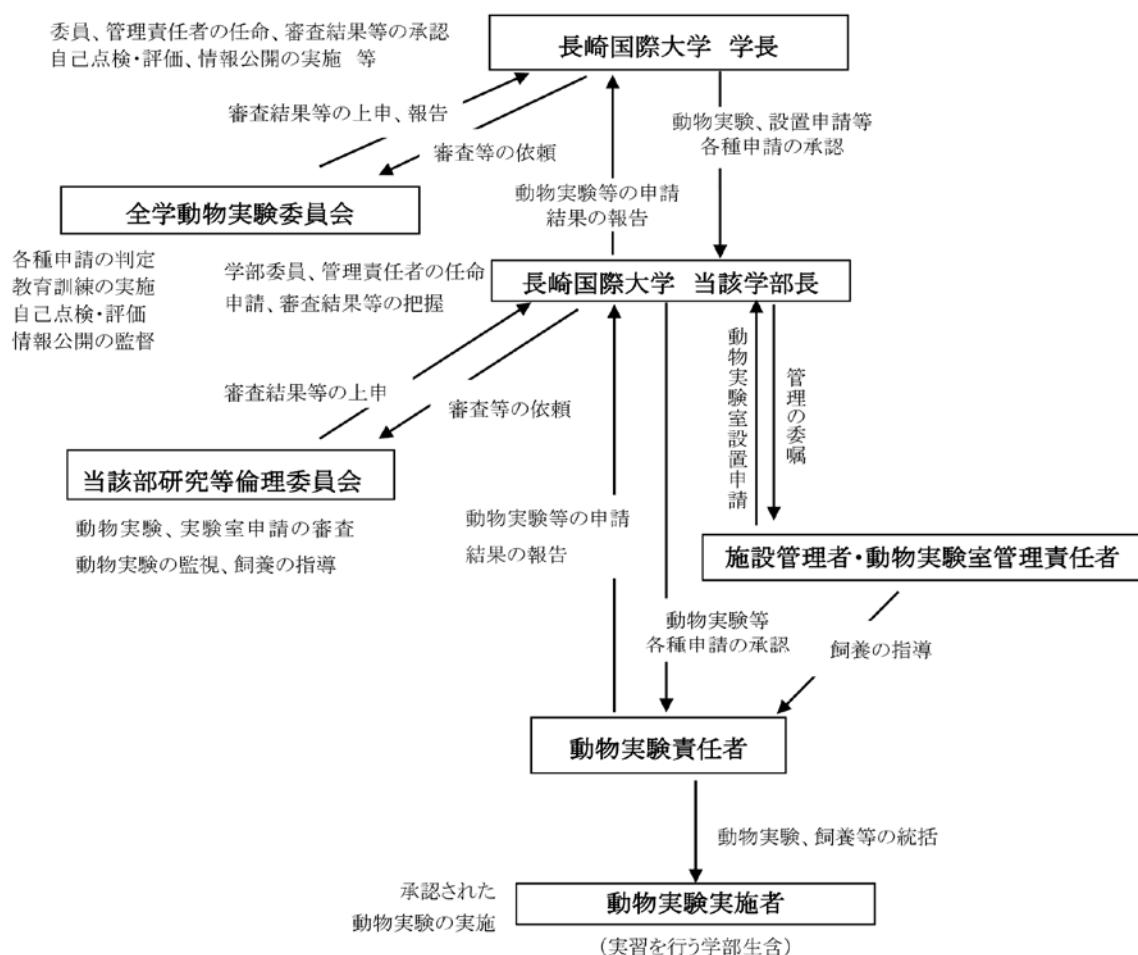
動物実験室 3 2950mm X 7500 mm (SPF)

飼育室 5 3000 mm X 2800mm (ウサギ)

### 3. 施設仕様

薬学研究棟の1階部分(約400m<sup>2</sup>)に設け、コンベンショナル(CV)動物飼育室3室(飼育室1,2(マウス、ラット))、飼育室3(ウサギ、モルモット、等)、SPF飼育室2室(飼育室3,4)(マウス、ラット)、及び洗浄室、脱衣・更衣室、管理室などを設置している。これらの部屋の通風を維持する機器、オートクレーブ用のボイラーハは、薬学研究棟の2階部分(動物実験施設上)に設置されている。動物種ごとに区分された飼育室は、温度22±3°C、湿度55±7%に調整され、1年を通して一定の環境条件が維持できるよう整備されている。

### 4. 運営組織



麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っています。

\*動物による傷害や疾病発生時には、該当エリアの使用者に連絡し、適切な施設の消毒作業を行います。

該当エリア動物は殺処分いたします。

\*動物が施設外に逸走したとき場合、殺処分いたします。

## 5. 使用にあたっての注意事項

1. 組み換え DNA 実験を含む実験については、長崎国際大学組み換え DNA 実験安全委員会への届出と承認が必要となります。
2. 倫理的な検討をする事項を含む実験については、長崎国際大学研究倫理委員会への届出と承認が必要となります。
3. 当施設で実施される動物実験は、各委員会の必要な承認を得た後、動物実験委員会の承認を受けなければなりません。

## 6. 動物実験委員会委員

### 長崎国際大学 動物実験委員会委員 ※役職はR6当時

委員長： 山口拓 (薬学部 薬物治療学研究室 教授)  
副委員長： 田中宏光 (薬学部 分子生物学研究室 准教授)  
委員： 熊井まどか (健康管理学部 健康栄養学科 教授)  
繩田陽子 (薬学部 准教授)  
菊地優子 (健康管理学部 健康栄養学科 助教)  
綾部賢一郎 (事務局長)  
乙須大助 (薬学事務室長)

## 7. 長崎国際大学動物実験規程

(令和7年4月30日制定)

### 第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならぬ。すなわち、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、長崎国際大学及び大学院（以下本学といふ。）における施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第2条 この規程は、本学における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）、代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用するなどをいう。）及び使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）の3R (Refinement、Replacement、Reduction) に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢え及び渴きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）を実践するよう努めること。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

（2） 飼養保管施設 実験動物を恒常に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

（3） 実験室 実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。

（4） 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

（5） 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。

（6） 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

（7） 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

（8） 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

（9） 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。

（10） 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

（11） 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

（12） 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

（13） 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。

（14） 指針等 基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

（適用範囲）

第4条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

## 第3章 組織

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第6条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の審議及び調査に関する事項を各学部に委任することができる。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関する優れた識見を有する者 複数名
- (2) 実験動物に関する優れた識見を有する者 複数名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名
- (4) 事務局長又は事務局次長
- (5) 薬学事務室長

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に正副委員長を置き、基幹教員の中から、運営会議の議を経て学長が決める。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、第7条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第9条の2 委員会は、原則として年2回開催する。ただし、重要な議案がないときは、休会とすることができます。

2 前項の規定に関わらず、第6条に規定する事項に関して必要があると認める場合は、臨時に開催することができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、产学連携・研究支援室が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならぬ。

## 第5章 動物実験等の実施

(実験計画の立案及び実施)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験の実施計画を学長に申請しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。

(3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。

(4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下すること。

- 3 学長は、所定の様式にて、その申請結果を当該動物実験責任者に通知すること。
- 4 前項に定める動物実験計画の承認期限は、5年（以内）とする。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 6 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

（実験操作）

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにすること。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
  - ②実験の中止や終了の基準（人道的エンドポイントを含む）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じること。
  - ③実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
  - ④保温等適切な処置を探るとともに、適切に術後管理を行うこと。
  - ⑤安楽死処置は国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実施結果の報告）

第13条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」を提出すること。（動物実験責任者は、毎年度の初めに前年度の「動物実験の自己点検票」及び「動物実験の経過報告（実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無等）」を所定の様式により、提出すること。）

3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告すること。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアル「標準操作手順」の作成と周知）

第14条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル「標準操作手順書」を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

（実験動物の導入）

第16条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じること。

（飼養及び保管の方法）

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うこと。

（健康管理）

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかるなどを予防する等必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(記録管理の適正化及び報告)

第20条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うこと。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第22条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めること。

## 第7章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第23条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行えない。

(飼養保管施設の要件)

第24条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。

(3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

- (4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図れることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。
- (7) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第25条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下すること。
- 3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行えない。

(実験室の要件)

第26条 実験室は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第27条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

- 2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行うこと。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

(施設等の廃止)

第28条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」により、学長へ届け出ること。

- 2 学長は、廃止届け出された施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止を承認すること。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

## 第8章 安全管理

### (危害等の防止)

- 第29条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
  - 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じること。
  - 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
  - 5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うこと。
  - 6 管理者は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
  - 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じること。

### (緊急時の対応)

- 第30条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関するあらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図ること。
- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

### (人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

- 第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるように、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

## 第9章 教育訓練

### (教育訓練の受講)

- 第32条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項

- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。
  - 3 学長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じること。

#### 第10章 自己点検・評価、検証

##### (自己点検・評価、及び検証の実施)

第33条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施すること。

#### 第11章 情報公開

##### (動物実験等に関する情報の公開)

第34条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報を、インターネットの利用等、適切な方法により毎年1回程度公表すること。

- (1) 基本指針で例示する、本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
- (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

#### 第12章 罰則

##### (罰則の適用)

第35条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

- 2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

#### 第13章 補則

##### (準用)

第36条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

##### (準拠)

第37条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

##### (雑則)

第38条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第39条 この規程の改廃は、動物実験委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月30日から施行する。
- 2 「長崎国際大学動物実験に関する規程」は廃止する。

別紙)

## 飼養保管施設（新設・変更・廃止）承認申請書

長崎国際大学  
学長 殿

令和 年 月 日

職名  
氏名 印

（ ）学部内にて実施する動物実験について、下記のとおり飼養保管施設の（新設・変更・廃止）を申請します。

### 記

1 名称

2 実験室の位置及び概況

3 使用予定の動物等の種類

4 実験動物 逸走防止のための設備、周辺環境への悪影響防止のための措置

設備名	形式・性能	備考

5 動物実験施設に関連した主要研究設備

設備名	形式・性能	備考

6 新設・変更理由

概要

以上

## 飼養保管施設の（新設・変更・廃止）について

（ ）学部長殿

令和 年 月 日付にて申請のあった飼養保管施設の（新設・変更・廃止）について、  
(承認・否決・保留) します。

令和 年 月 日

学長

## 8. 長崎国際大学研究倫理指針

(平成21年7月1日制定)

改正 平成24年10月1日 平成26年11月26日

平成28年2月24日 平成29年4月1日

令和2年11月1日 令和6年4月1日

令和7年4月1日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この指針は、長崎国際大学の学部並びに研究科（以下「本学」という。）における学術研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定めることにより、その研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この指針において「研究者」とは、本学の専任の教員のみならず、本学における研究に関わる者すべてをいう。

- 2 この指針において「研究」とは、本学における研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 3 この指針において「研究費」とは、研究に従事する研究者に本学が交付する研究費及び学外から獲得する研究費のすべてをいう。
- 4 この指針において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

### 第2章 研究に関わる者の行動倫理

#### (研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、研究成果の客觀性をゆがめることがあってはならない。

- 2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじなければならない。
- 3 研究者は、「ヘルシンキ宣言」等の国際的に確立された規範、規約及び条約等、国内の法令及び告示等並びに本学の指針及び諸規程を遵守しなければならない。

#### (研究に関わる者の責務)

第4条 研究者は、自己の研究が及ぶ範囲を自覚し、他の分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国・地域、組織等の研究活動における文化、習慣、価値観等の理解に努め、それを尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者以外の者がともに研究に関わるときは、それらの者が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

- 4 研究者は、研究費について目的外の執行や不当な流用を行ってはならず、研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 5 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行わなければならない。

### 第3章 研究の倫理

#### (研究の規準)

第5条 研究は、前章に規定する研究に関わる者の行動倫理を踏まえ、この指針に示す原則のほか、各学部・学科並びに研究科（以下「各学部等」という。）において定める内規等を遵守して行われなければならない。

- 2 研究は、研究者及び研究協力者又はその対象となる者（以下「研究対象者」という。）に危険が及ぶおそれがあるときには、直ちに中止されなければならない。
- 3 研究は、差別などを助長する等の不適切な用語や言い回しを使用してはならない。

#### (インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行うときは、研究対象者に対して、その目的、収集方法等をわかりやすく説明し、研究対象者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けるときも、前項に準じるものとする。

#### (個人情報の保護)

第7条 研究者は、関係法令等に定めるもののほか、個人情報保護の重要性にかんがみ、研究のために収集した資料、情報、データ等、研究を通じて知り得た個人情報について、これを他に漏らしてはならない。

#### (情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成、作成方法及び保管や実験試料・試案の保存等、研究活動に関して定められた基準等を遵守しなければならない。

#### (機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者は、実験研究において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残液物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその処理をしなければならない。

#### (研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究が完了したときは、その成果を公表するものとする。

- 2 研究者は、研究成果が、学問的誠実性と倫理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることにかんがみ、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

#### (捏造・改ざん・盗用、二重投稿等の禁止)

第11条 研究者は、研究成果の発表における不正行為が、研究者自身と本学への社会的信頼を喪失するものであることを自覚し、捏造・改ざん・盗用、二重投稿等の行為を行ってはならない。  
(オーサーシップの基準と尊重)

第12条 研究者は、研究成果の創意性に十分な貢献をし、研究活動に十分な関与をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。  
(他者の業績評価)

第13条 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員などの委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対する評価基準、審査要綱等に従い、評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。

#### 第4章 研究の責任と体制

(研究責任者)

第14条 研究責任者は、共同研究における各研究の代表者をもって充てる。

2 研究責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。

- (1) 研究倫理の遵守
- (2) 研究の適正な実施
- (3) 研究に関わる共同研究者、協力者の指導監督
- (4) 研究費の管理及び執行、物品管理等
- (5) その他研究に必要と認められること

(研究に関する各学部等の責務)

第15条 研究者は、新たな研究の開始を計画する時は、各学部等で定めた内規等に基づき所定の審査等を受けなければならない。

2 各学部等は、研究者より提出された研究計画をそれぞれ審査し、研究の可否を決定するものとする。  
3 研究者は、前項の決定に不服がある場合、第17条に定める長崎国際大学研究倫理委員会に不服申立てをすることができる。  
4 各学部等における審査結果については、前項の委員会及び学長に報告しなければならない。

#### 第5章 本学の責務

(本学の責務)

第16条 本学は、研究者の倫理意識を高めるために年に1回以上、必要な啓発、研修を実施する。  
2 本学は、本学における学術研究を積極的に支援し、その研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。  
3 本学は、この指針に反する行為があったときには、適切な対応をとる。  
4 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者、及びこの指針に違反する研究活動を発見した者からの苦情・相談等に誠意をもって対応する。

(研究倫理教育の推進体制)

第16条の2 前条の責務の実施を推進するため、その統括をおこなう者として研究倫理教育責任者をおく。

- 2 研究倫理教育責任者を学長とする。
- 3 研究倫理教育責任者の命の下に各学部等の研究倫理教育の推進を図る責任者（以下「研究倫理教育責任者」と称す。）を学部長並びに研究科長とする。

（研究倫理教育の受講の義務）

第16条の3 本学に所属する研究者（本学以外に本務を有する者を含む）、大学院生、及び研究支援者は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

- 2 前項の履修状況については、理解度テスト等を実施して履修状況を把握するものとする。

（研究倫理委員会）

第17条 学長は、この指針の遵守等に関する委員会を置き、本学の研究倫理に関する事項を委任する。

- 2 前項の委員会は、長崎国際大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）とする。
- 3 委員会の委員長及び副委員長は、運営会議の議を経て学長が委嘱する。
- 4 委員会に関するその他必要な事項は、別に定める。

（学長の権限）

第18条 学長は、必要に応じ委員会の開催を委員長に要請することができる。

- 2 学長は、委員会の委員長と協議して、研究者から研究の途中経過等を提出させることができる。
- 3 学長は、委員会から、研究者が研究倫理指針等に著しく逸脱する行為等があるとの報告があつたとき、研究者に対し中止・中断等の適切な措置を講じることができる。
- 4 前項の措置により中止等の命令を受けた研究者は、命令を受けたことを知った日から30日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。
- 5 学長は、前項の不服申立てがあつたときは、委員会にその審査を委任することができる。

## 第6章 その他

（改定）

第19条 この指針の改定は、委員会の議を経て全学教授会並びに運営会議に諮り学長が行う。

## 附 則

この指針は、平成21年7月1日から施行する。

### 附 則（平成24年10月1日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則（平成26年11月26日）

この指針は、平成26年11月26日から施行する。

### 附 則（平成28年2月24日）

この指針は、平成28年2月24日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月1日）

この指針は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

## 9. 長崎国際大学研究倫理委員会規程

(平成21年7月1日制定)

改正	平成23年6月1日	平成25年10月1日
	平成26年11月26日	平成27年4月1日
	平成28年2月24日	平成29年4月1日
	令和元年9月25日	令和6年4月1日
	令和7年4月1日	

### (趣旨)

第1条 この規程は、長崎国際大学研究倫理指針（以下「研究倫理指針」という。）第17条第4項の規定に基づき、長崎国際大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、長崎国際大学の学部並びに研究科（以下「本学」という。）の研究者が行う研究について、研究倫理の調査・検討を行うとともに、研究倫理指針に基づき審査を行う。

2 委員会は、各学部・学科並びに研究科の内規等により設置された委員会（以下「各学部・研究科等委員会」という。）に研究倫理に関する審査を委任する。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

(1) 各学部・研究科等委員会の審査において判断が困難なもの、または各学部・研究科等委員会の個別範囲を超える研究

(2) 本学として全学的に重要と認められる研究

4 委員会は、研究活動において研究倫理指針等に著しく逸脱する行為等があるときには、学長に報告する。学長は、委員会の報告を受け研究者に対し研究の中止等を命ずることができる。

5 委員会は、本学における公的研究活動の不正の調査等を行なう。

6 委員会は、本学における研究倫理教育の推進を図る。

### (委員会の審議)

第3条 委員会は、年3回開催する。ただし、審議事項がない場合はこの限りではない。また、学長及び委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 委員長は、研究倫理指針第15条第3項及び第18条第1項及び第4項の不服申立があったときは、委員会を開催する。

3 委員長は、第1項及び前項で審議した事項を学長に報告しなければならない。

### (構成員)

第4条 委員会は、研究倫理指針第17条第3項に定める委員長及び副委員長のほか、学科から選出された各1名の委員並びに、大学事務局長若しくはその代務者及び本学以外の委員1名にて構成する。

2 前項に定める構成員は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省 平成25年2月8日全部改正）および臨床研究倫理指針（厚生労働省告知第451号）に基づき次の各号を考慮した委員により構成し、男女比に配慮する。

- (1) 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者
- (2) 自然科学面の有識者
- (3) 医療の専門家

3 委員会は、学長の同意を得て、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項の臨時委員の任期は、委員の任期を超えない範囲で、その都度定める。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が前項の職務を代行する。

(議事の決定)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数の賛成で決する。ただし、第3条第2項に関する議事は、委員の3分の2以上の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成で決するものとする。

(調査委員会)

第8条 委員会は、第2条第4項及び研究倫理指針第16条第4項に定める研究倫理指針違反及び苦情・相談等に対応するため、必要があると認められるときには、学長の同意を得たうえで調査委員会を置くことができる。

2 調査委員会に関する事項は、別に定める。

(指導及び助言)

第9条 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行う。

(各学科等委員会の審査)

第10条 研究者は各学部・学科並びに研究科で定められた内規等に基づき、各学部・研究科等委員会の審査を受けなければならない。

2 各学部・研究科等委員会で第2条第3項に該当する研究と認めるときは、委員会にその審査を要請する。

3 各学部・研究科等委員会での審査結果については、学長及び委員長に報告しなければならない。

(委員会の審査)

第11条 前条の審査を受けた研究者が、委員会において第2条第3項の審査を受けるときは、審査申請書（別記様式第1）に研究計画書を添えて委員会及び学長に提出するものとする。

(審査判定)

第12条 研究計画書の審査判定の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 承認 研究計画書どおり承認する
  - (2) 条件付き承認 一定の条件付きで承認する
  - (3) 変更の勧告 研究計画書の一部を変更して再提出を求める
  - (4) 不承認 研究計画の実施を承認しない
  - (5) 非該当 委員会の審査になじまず、該当しない
- 2 委員会は、前項の審査判定終了後は、すみやかに審査結果通知書（別記様式第2）により、申請者に審査の結果を通知し、学長に報告するものとする。
- 3 学長は、当該審査が緊急を要しかつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議のうえ、委員会の審査を経ずに判定することができる。
- （不服申立の手続き）
- 第13条 前条第1項第2号から第5号の判定を受けた研究者は、通知を受けたことを知った日から30日以内に、委員会に対し不服申立書（別記様式第3）により、不服を申し立てることができる。
- 2 委員会は、前項の不服申立があったときは委員会を開催し、判定終了後は、すみやかに不服申立結果通知書（別記様式第4）により、申立者に結果を通知し、学長に報告するものとする。
- （研究開始後の措置）
- 第14条 委員会は、研究開始後においても研究者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合、当該研究に改善すべき事項があるときは、委員会は、必要な指導・勧告を行う。
- 2 研究者は、研究開始後に研究計画を変更しようとするときは、研究計画変更承認願（別記様式第5）に変更後の研究計画書を添えて委員会及び学長に提出し、必要に応じて再度審査を受けなければならない。この審査判定は、第12条の規定を準用する。
- 3 研究倫理指針第18条第4項による不服申立については、前条の規定を準用する。
- （傍聴）
- 第15条 本学の専任の教員及び事務職員は委員会の審議を傍聴することができる。
- 2 委員会の傍聴を希望する者があるときは、その可否を委員会の議を経て委員長が決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず本学との共同研究者においては、その研究代表者が学部長及び委員長と協議の上、傍聴を希望することができる。
- （傍聴の許可）
- 第15条の2 委員会の傍聴を希望する者は、あらかじめ教員の場合は所属学部長に、事務職員の場合は事務局長にその旨、報告するものとする。
- 2 所属長の許可を得たものは、別記様式6により委員長へ傍聴許可の願書を提出しなければならない。
- （事務）
- 第16条 委員会の事務は、産学連携・研究支援室において処理する。
- （改定）
- 第17条 この規程の改定は、委員会の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日）

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月26日）

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日）

この規程は、平成28年2月24日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日）

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1（第11条関係）

審査申請書

[別紙参照]

別記様式第2（第12条第2項関係）

審査結果通知書

[別紙参照]

別記様式第3（第13条第1項関係）

不服申立申請書

[別紙参照]

別記様式第4（第13条第2項関係）

不服申立結果通知書

[別紙参照]

別記様式第5（第14条第2項関係）

研究計画変更承認願

[別紙参照]

別記様式第6（第15条第2項関係）

長崎国際大学研究倫理委員会 傍聴許可願書

[別紙参照]

## 10. 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

改正平成 26 年 12 月 1 日平成 27 年 7 月 22 日

令和 6 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この内規は、長崎国際大学薬学部(以下「本学部」という。)における教員(以下「研究者」とい、本学部外の共同研究者を含む。)が、その研究・教育(以下単に「研究」と略する。)遂行に当たり、生命体を対象とした研究を行う場合において、配慮すべき倫理上の基準を定めることを目的とする。

2 本内規は、薬学研究科における該当研究も所掌する。

#### (組織)

第 2 条 薬学部長(以下、「学部長」という。)は、本学部における生命体を対象とした実験の安全確保について責任を負うものであり、安全確保を図るために体制を整える等、本学部等において行われる実験の安全確保に努めなければならない。

2 学部長は、生命体を対象とする実験に関し、次の任務を果たすものとする。

- (1) 研究等倫理委員会の委員を委嘱すること。
- (2) 申請された生命体を対象とした実験について、委員会の審査を経た実験について受理または受理しない旨を決定する。
- (3) 協議内容を学長に報告すること。
- (4) その他、必要な事項を実施すること。

### 3 研究等倫理委員会

- (1) 本学部に研究等倫理委員会(以下「委員会」という)を設置する。
- (2) 委員会の内規は、別に定める。
- (3) 委員会は、適切な分野の者より構成するものとする。
- (4) 委員会は、申請された生命体を対象とした実験について審査を行い、学部長に提言する。
- (5) 委員会の審議に先立つ審査を行うため、研究等倫理委員会の下に小委員会を置くことができる。

### 4 研究又は実験責任者

前条の研究者は、研究毎にその計画の立案及び実施について、研究を管理し責任を負うものとして自らが研究又は実験責任者(以下、「責任者」という。)となるか、又は複数の研究者で構成される場合、責任者を選任しなければならない。責任者は本学部基幹教員であることを要する。

### 第 2 章 ヒトを対象とする研究

#### (研究倫理の基本原則)

第 3 条 本学部においてヒトを対象とする研究を行う者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) ヘルシンキ宣言(1964 年採択)の趣旨を尊重して適正に研究を行うこと。
- (2) 研究の対象となる個人(以下「対象者」という。)の生命、健康及び尊厳を擁護すること。
- (3) 対象者及びその家族並びに血縁者の人権を擁護し、個人情報を保護すること。
- (4) 研究によって生じる対象者及びその家族並びに血縁者への不利益及び危険性に十分配慮すること。

(5) 対象者に、研究の内容、方法等を文書及び口頭で十分説明の上、理解を求め、文書による同意を得ること。

(研究の管理)

第4条 本学部において行われるヒトを対象とする研究については、委員会の管理のもと、ヒトを対象とする研究指針に基づいて管理されなければならない。

第3章 動物を使用する研究

(研究倫理の基本原則)

第5条 すべて生命体たる動物実験を行う研究者は、動物の生命の尊厳を心に刻み、動物に対し実験の最後まで敬虔な感謝の念をもって研究を遂行しなければならない。

(研究上の動物の取り扱い)

第6条 動物実験を行うにあたっては次のことが厳守されていなくてはならない。

(1) 使用動物は当該研究目的上必要とする最少数を用いること。

(2) 動物の飼育には衛生上可及的良好な環境を整えること。

(3) 動物を生かしたまま実験に供する場合は、その時点で最も適法と考えられる方法で行い、実験終了後は万全の回復処置を講ずること。また、回復処置の困難な場合は、最も適当な苦痛を伴わない方法で死に到らしめること。

(4) 動物を死に到らしめた後実験に供する場合は、最も動物に苦痛を与えない方法で死に到らしめること。

(5) 死した動物の処置は、これを傷つけぬように配慮し、丁重に事後処理を行うこと。

(研究の管理)

第7条 本学部において行われる動物実験については、委員会の管理のもと、動物実験指針に基づいて管理されなければならない。

第4章 遺伝子組換えに関する研究

(研究倫理の基本原則)

第8条 遺伝子組換えに関する実験を行おうとするものは、遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律を遵守して実施しなければならない。

(研究の管理)

第9条 本学部において行われる遺伝子組換えに関する実験及び実験を行う施設については、委員会の管理のもと、遺伝子組換え実験指針に基づいて管理されなければならない。

第5章 病原微生物等を使用する研究

(研究倫理の基本原則)

第10条 病原微生物等使用実験を行う研究者は、わが国の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の関連法律を尊重し、適性に研究を遂行しなければならない。

[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律]

(研究の管理)

第11条 本学部において行われる病原微生物等使用実験および関連施設については委員会の管理のもと、病原微生物等を使用する実験指針に基づいて管理されなければならない。

## 第6章 その他

### (研究中止措置等)

第12条 学部長は、本学部の教育・研究などの遂行上、新たな倫理上の疑念が生じた場合、すみやかに委員会に当該事項の調査を命ずることができる。必要であれば、学部長は教授会の議を経て当該教育・研究などの中止その他、適当な処置を講じることができる。

(改定)

第13条 本内規の改定は薬学部教授会及び薬学研究科教授会の議を経て学部長が行う。

(雑則)

第14条 委員会の庶務は、薬学事務室が行う。

### 附 則

1 この内規は、平成26年10月1日から施行する。

2 平成18年4月1日施行の「長崎国際大学薬学部研究等倫理規程」は廃止する。

### 附 則(平成26年12月1日)

この内規は、平成26年12月1日から施行する。

### 附 則(平成27年7月22日)

この内規は、平成27年7月22日から施行する。

### 附 則(令和6年4月1日)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

## 11. 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

改正平成 26 年 12 月 1 日平成 27 年 7 月 22 日

令和 3 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 長崎国際大学薬学部(以下「本学部」という。)における研究等を適正に行うために長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 本内規は、薬学研究科における該当研究も所掌する。

### (目的)

第 2 条 委員会は、ヒトを対象とする研究、動物を使用する研究、遺伝子組換えに関する研究、及び病原性微生物等を使用する研究を実施する際に、その教育・研究が、それぞれの指針の趣旨に沿った倫理的な配慮のもとに行われることを目的とする。

### (任務)

第 3 条 委員会は、ヒトを対象とする研究指針、動物実験指針、遺伝子組換え実験指針、病原性微生物等を使用する実験指針に係わる諸事項を所掌する。

### (所掌事項)

第 4 条 委員会は、ヒトを対象とする研究、動物実験、遺伝子組換え実験、病原微生物等を使用する実験を実施する者(以下「研究者」という。)から申請された研究計画について、指針に対する適合性を審議するとともに、必要に応じて、研究の実施状況の報告を求めることができる。

2 前項の審議の結果、委員会が必要と認めた場合は、研究者に対し、助言を与え、研究計画を修正させ、又は研究の禁止若しくは中止を勧告することができる。

3 委員会が必要と認めた場合は、研究者から申請されなかった研究についても、研究計画の提出又は研究の実施状況の報告を求め、前項の措置を行うことができる。

### (組織)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 薬学部教授会から選出された者 2 名  
(2) 薬学部長(以下、「学部長」という。)が推薦する者若干名・うち 1 名は医師免許を有する者  
(3) 学科長

2 委員は、学部長が委嘱し、学長に報告する。

### (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 7 条 委員長は、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (定足数及び議決)

第8条 委員会の定足数は、委員の3分の2とする。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 委員が研究者の場合は、当該審議に加わることができない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、持ち回り・オンライン会議等による電磁的記録により議決することができる。
- 5 委員会が認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第9条 委員会の審議に先立つ審査を行うため、委員会の下に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会委員の選出は、委員会が行い、学部長が委嘱する。
- 3 小委員会は、その審査結果を委員会に報告し、委員会の審議を受けなければならない。

(申請手続及び判定の通知)

第10条 研究者は、動物実験計画承認申請書、ヒトを対象とする研究計画承認申請書、遺伝子組換え実験(機関実験)計画承認申請書及び病原微生物等を使用する実験計画承認申請書の中から、該当する申請書を学部長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、審議終了後、その結果に基づき承認書に意見を付して、学部長に報告する。学部長は、これを研究者に通知をしなければならない。
- 3 研究者が委員会の意見又は指針に対して異議のあるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員会に再度の審議を申請することができる。
- 4 学長の承認が必要な申請については、審議内容を付して学長に報告しなければならない。

(改定)

第11条 この内規の改定は、委員会の議を経て薬学部教授会及び薬学研究科教授会に諮り学部長が行う。

(雑則)

第12条 委員会の事務は、薬学事務室において処理する。

(補則)

第13条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日施行の「長崎国際大学研究等倫理委員会規程」は廃止する。

附 則(平成26年12月1日)

この内規は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年7月22日)

この内規は、平成27年7月22日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

## 12. 長崎国際大学薬学部動物実験指針

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

改正平成 26 年 12 月 1 日 平成 27 年 7 月 22 日

令和 6 年 9 月 25 日

(目的)

第 1 条 この指針は、長崎国際大学動物実験に関する規程に基づき、薬学部における動物実験等を適正に行うため、委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等特に必要な事項を定めることを目的とする。

### [長崎国際大学動物実験に関する規程]

2 本指針は、薬学研究科における該当実験も所掌する。

(委員会の設置)

第 2 条 長崎国際大学動物実験に関する規程第 5 条に則り、薬学部における実験動物に関する委員会として、薬学部研究等倫理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

### [長崎国際大学動物実験に関する規程第 5 条]

2 委員会については別に定める。

(教育訓練)

第 3 条 動物実験室管理責任者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験従事者としての登録申請(様式 3)を行い、委員会が主催する所定の教育訓練を受けなければならない。

(薬学部動物室)

第 4 条 実験動物の飼養保管施設として薬学部動物室(以下、「動物室」という。)を当てる。

2 動物室には管理責任者として施設管理者を置く。なお、施設管理者は動物室内に設置する動物実験室の管理責任者を兼務するものとする。

3 施設管理者は、薬学部長(以下、「学部長」という)が委嘱する。

4 動物室では、動物実験責任者及び動物実験実施者は、施設管理者の指示に従って動物の飼養、管理を行わなければならない。

(動物実験室の設置)

第 5 条 動物室内に設置された動物実験室とは別に動物実験室を設置(変更を含む)する場合は、その部屋の管理責任者が所定の「動物実験室(設置・変更)承認申請書(様式 2)」を学部長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(実験計画の立案及び実施)

第 6 条 実験計画の立案及び実施は、長崎国際大学動物実験に関する規程第 18 条に準じて行う。

### [長崎国際大学動物実験に関する規程第 18 条]

2 動物実験責任者は、動物実験計画承認申請書(様式 1)(以下、「申請書」という)を学部長に提出し、学長の承認を得なければならない。また、承認を受けた申請書は保管すると共に、年度末に「動物実験結果報告書(様式 5)」を提出しなければならない。

3 他施設より実験動物を譲り受ける場合は、申請書の提出時に、モニタリング検査成績表を添付しなければならない。ただし、実験の進捗状況によっては、後日のモニタリング検査成績表の提

出を許可する。また、本学から他施設へ動物を移管する場合には、あらかじめ「動物搬出届出書(様式 6)」を学部長に提出し、学長の承認を得なければならない。

4 動物実験責任者は、立案した実験計画について、『動物実験をより倫理的に行うためのチェックリスト(様式 1)』に掲げる項目による点検を行い、必要に応じて動物実験又は実験動物の専門家(以下「専門家」という。)の助言を求め、又は実験計画がこの指針に適合しているかの有無について委員会の判断を求めなければならない。

5 動物実験責任者は、承認された実験計画を変更する場合は、動物実験計画変更承認申請書(様式 4)を、終了、中止又は継続する場合は、動物実験(終了・中止・年度末)結果報告書(様式 5)を、学部長に提出し、学長の承認を得なければならない。

(その他)

第 7 条 その他、「適用範囲」、「教育訓練」、「健康診断」、「施設、設備及び組織の整備」、「危害防止」、「緊急時の対応」、「情報公開」、「安全管理等に特に注意を払う必要のある実験」、「実験動物の導入」、「実験動物の飼養及び保管」、「実験操作」、「実験終了後の処置等」、「譲渡等の際の情報提供」、「輸送」、「自己点検・評価・検証」などの規程は長崎国際大学動物実験に関する規程に準じる。

#### [長崎国際大学動物実験に関する規程]

(指針の改定)

第 8 条 この指針の改定は、薬学部教授会及び薬学研究科教授会の議を経て、学部長が行う。

2 この指針に定めるものほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この指針は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 4 月 1 日施行の「長崎国際大学薬学部動物実験指針」を廃止する。

附 則(平成 26 年 12 月 1 日)

この指針は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 22 日)

この指針は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 25 日)

この指針は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

動物実験に係わる組織概念図

(様式 1)

動物実験計画承認申請書

(様式 2)

動物実験室(設置・変更)承認申請書

(様式 3)

動物実験従事者登録申請書

(様式 4)

動物実験計画変更承認申請書

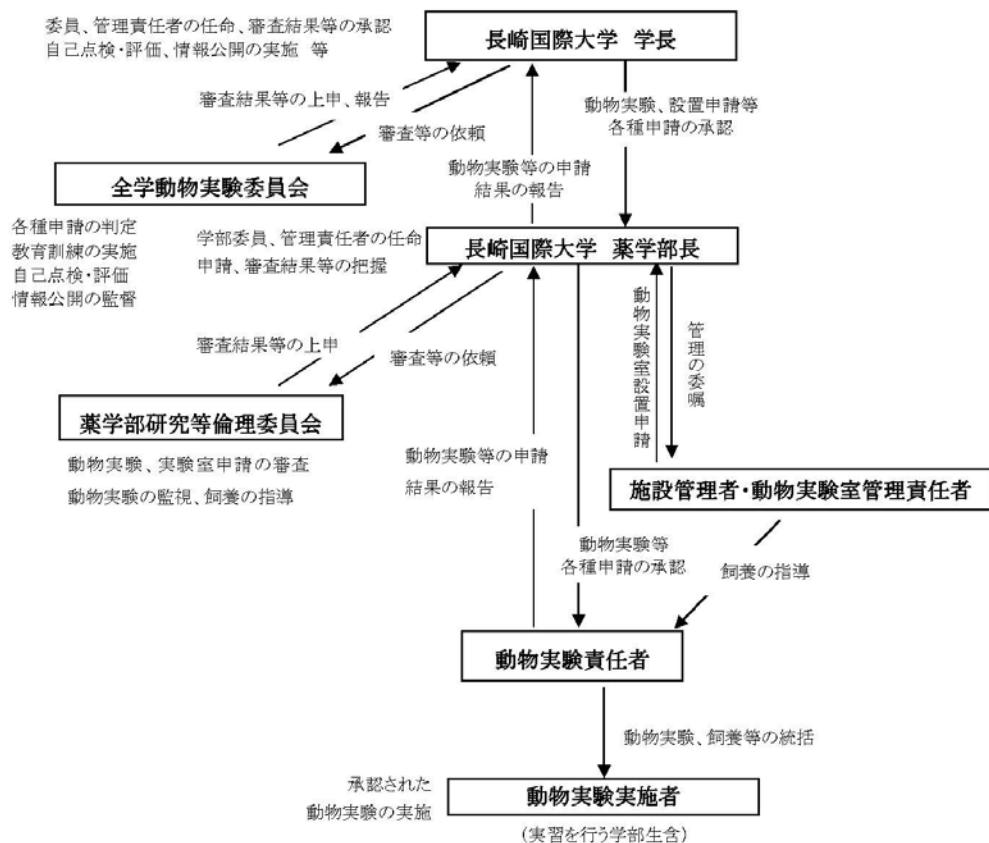
(様式 5)

動物実験(終了・中止・年度末)結果報告書

(様式 6)

動物搬出承認申請書

動物実験に係わる組織概念図



### 13. 各学部の倫理委員会規則と動物実験に関する指針および規則

長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規

長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規

長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理内規

長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規

薬学部以外の各学部の研究倫理に関する規則は、各学部の倫理委員会にお尋ねください。

長崎国際大学薬学部病原微生物等を使用する実験指針

長崎国際大学薬学部遺伝子組換え実験指針

長崎国際大学組み換え DNA 実験安全委員会規定

動物実験に関する指針上記に関する各様式は、倫理委員会にお尋ねください。

#### 14. 沿革（主な委員会）

○平成 18 年の薬学部の開設に合わせて、長崎国際大学動物実験施設が建設され、  
薬学部 薬理学研究室 山本経之教授のもとで設備や運用規定が整備される。

○平成 18 年 4 月 1 日 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会規程が施行される。

○平成 19 年 4 月 1 日 長崎国際大学 動物実験に関する規程が施行される。

○平成 21 年 4 月 1 日 動物実験委員会が組織された。

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）  
委員 野村秀一教授（健康管理学部）、北市清幸准教授（薬学部）、  
熊井まどか講師（健康管理学部）、鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 21 年 6 月 25 日（火） 動物実験委員会

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）  
委員 野村秀一教授（健康管理学部）、北市清幸准教授（薬学部）、  
熊井まどか講師（健康管理学部）、鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 23 年 4 月 1 日 動物実験委員会委員の変更。

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）  
委員 野村秀一教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
熊井まどか准教授（健康管理学部）、鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 24 年 3 月 26 日（月） 動物実験委員会

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）  
委員 熊井まどか准教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 25 年 7 月 19 日（金） 動物実験委員会（事務棟多目的室）

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）  
委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 26 年 8 月 18 日（月）（事務棟多目的室）

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 26 年 12 月 1 日(月) (事務棟多目的室)

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 26 年 12 月 9 日(火) (薬学部会議室 等)

「動物実験における相互検証プログラム」

○平成 27 年 3 月 23 日(月) (事務棟多目的室)

「動物実験における相互検証プログラム」の検証結果について」

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 野村秀一教授（健康管理学部）、熊井まどか教授（健康管理学部）、  
柴田哲雄教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
鶴崎耕一事務局長（事務局）

○平成 27 年 6 月 9 日(火) (事務棟多目的室)

「動物実験における相互検証プログラム」の検証結果をもとに規約および様式の改変  
について

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、柴田哲雄教授（健康管理学部）、  
山口拓准教授（薬学部）、綾部賢一郎事務局長（事務局）

○平成 28 年 3 月 31 日(木) (研究棟 R101)

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、柴田哲雄教授（健康管理学部）、  
野村秀一教授（健康管理学部）、山口拓准教授（薬学部）、  
綾部賢一郎事務局長（事務局）

○平成 29 年 3 月 6 日(月) (本部棟多目的室)

委員長 山本経之教授（薬学部） 副委員長 田中宏光准教授（薬学部）

委員 熊井まどか教授（健康管理学部）、野村秀一教授（健康管理学部）、  
山口拓准教授（薬学部）、綾部賢一郎事務局長（事務局）

○平成 29 年 6 月 22 日(木) (本部棟多目的室)

委員長 山本経之教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、柴田哲雄教授 (健康管理学部)、  
野村秀一教授 (健康管理学部)、山口拓准教授 (薬学部)、  
綾部賢一郎事務局長 (事務局)

○平成 30 年 2 月 8 日(木) (本部棟多目的室)

委員長 山本経之教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、柴田哲雄教授 (健康管理学部)、  
野村秀一教授 (健康管理学部)、山口拓准教授 (薬学部)、  
綾部賢一郎事務局長 (事務局)

○平成 30 年 6 月 20 日(水) (研究棟 R302)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、柴田哲雄教授 (健康管理学部)、  
野村秀一教授 (健康管理学部)、福森良助教 (薬学部)

○平成 31 年 3 月 18 日(月) (本部棟多目的室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、柴田哲雄教授 (健康管理学部)、  
野村秀一教授 (健康管理学部)、福森良助教 (薬学部)、  
綾部賢一郎事務局長 (事務局)、井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和元年 6 月 18 日(火) (本部棟多目的室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 柴田哲雄教授 (健康管理学部)、吉村亮二講師 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、  
井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和 2 年 3 月 3 日(木) (本部棟 2 階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)  
委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、柴田哲雄教授 (健康管理学部)、  
吉村亮二講師 (健康管理学部)、繩田陽子講師 (薬学部)、  
綾部賢一郎事務局長 (事務局)、井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和4年3月28日(月) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、  
井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和5年3月22日(水) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 吉村亮二講師 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、矢野俊明事務局次長 (事務局)、  
井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和6年1月24日(水) (本部棟2階会議室)

公私動協の第三者評価 (外部検証) 制度WG長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員長 山口拓教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)、

WG員 藤本京子准教授 (薬学部)、藤井俊輔講師 (健康管理学部)、  
福森良助教 (薬学部)、乙須大助キャリアセンター長

○令和6年2月20日(火) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部)

副委員長 公私動協の第三者評価 (外部検証) 制度WG長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、

井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)  
WG員 藤本京子准教授 (薬学部)、藤井俊輔講師 (健康管理学部)、  
松下博昭講師 (薬学部)、福森良助教 (薬学部)

○令和6年3月15日(金) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、  
井上龍二薬学事務室室長 (薬学事務)  
オブザーバー 藤田英明教授 (薬学部学部長)

○令和6年7月18日(木) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、矢野俊明事務局次長 (事務局)、  
乙須大助薬学事務室室長 (薬学事務)

○令和6年9月20日(金) (研究棟R301)

公私動協の第三者評価 (外部検証) 制度WG長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員長 山口拓教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)

WG員 藤本京子准教授 (薬学部)、福森良助教 (薬学部)

○令和6年12月10日(火) (薬学部会議室)

「動物実験に関する外部検証事業」において、日本実験動物学会による外部検証の実施

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、  
乙須大助薬学事務室室長 (薬学事務)  
オブザーバー 藤田英明教授 (薬学部学部長)

○令和7年3月10日(月) (本部棟2階会議室)

委員長 山口拓教授 (薬学部) 副委員長 田中宏光准教授 (薬学部)

委員 熊井まどか教授 (健康管理学部)、菊地優子助教 (健康管理学部)、  
繩田陽子講師 (薬学部)、綾部賢一郎事務局長 (事務局)、  
乙須大助薬学事務室室長 (薬学事務)

## 15. 実績状況

### 15-1) 承認済み動物実験計画申請

薬学部 合計 20 件

No	受付日	種別	申請者	所属・役職	委員会終了日
1 224	R6.4.23	動物実験結果報告【終了】	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.5.9
2 226	R6.4.23	動物実験結果報告【年度末】	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.5.9
3 234	R6.5.1	動物実験結果報告【年度末】	江島弘晃	細胞生物薬学研究室 訪問研究員・国際観光学科講師	R6.5.20
4 235	R6.5.2	動物実験計画承認申請書	藤田英明	機能形態学研究室 教授	R6.5.20
5 227	R6.5.17	動物実験結果報告【年度末】	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.5.24
6 232	R6.5.17	動物実験計画承認申請書	藤本京子	生化学研究室 准教授	R6.5.24
7 237	R6.5.17	動物実験結果報告【年度末】	福成温	感染制御学研究室 助手	R6.5.24
8 238	R6.5.17	動物実験結果報告【年度末】	福成温	感染制御学研究室 助手	R6.5.24
9 239	R6.5.17	動物実験結果報告【年度末】	福成温	感染制御学研究室 助手	R6.5.24
10 225	R6.5.21	動物実験計画承認申請書	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.5.31
11 250	R6.5.21	動物実験結果報告【年度末】	小川由起子	感染制御学研究室 教授	R6.5.31
12 253	R6.5.30	動物実験結果報告【終了】	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.6.7
13 251	R6.6.3	動物実験従事者登録申請書	倉岡卓也	微生物学研究室 講師	R6.6.10
14 254	R6.6.3	動物実験結果報告【中止】	藤田英明	機能形態学研究室 教授	R6.6.10
15 256	R6.6.4	動物実験結果報告【年度末】	市川和洋	薬品物理学研究室 教授	R6.6.10
16 257	R6.6.4	動物実験結果報告【終了】	市川和洋	薬品物理学研究室 教授	R6.6.10
17 255	R6.6.6	動物実験結果報告【年度末】	江島弘晃	細胞生物薬学研究室 訪問研究員・国際観光学科講師	R6.6.14
18 258	R6.6.13	動物実験計画承認申請書	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.6.19
19 262	R6.6.28	動物実験結果報告【年度末】	中島健輔	医療薬学研究室 助教	R6.7.5
20 274	R6.12.12	動物実験計画変更承認申請書	田中宏光	分子生物学研究室 准教授	R6.12.23

健康管理学部 合計 11 件

No	受付日	種別	申請者	所属・役職	委員会終了日
1	R6.4.26	動物実験計画承認申請書	吉村亮二	健康管理学部健康栄養学科 特任講師	R6.5.20
2	R6.4.26	動物実験計画承認申請書	吉村亮二	健康管理学部健康栄養学科 特任講師	R6.5.20
3	R6.6.13	動物実験計画承認申請書	熊井まどか	健康管理学部健康栄養学科 教授	R6.6.19
4	R6.8.9	動物実験計画承認申請書	熊井まどか	健康管理学部健康栄養学科 教授	R6.8.16
5	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	川内美樹	健康管理学部健康栄養学科 講師	R6.8.16
6	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	菊地優子	健康管理学部健康栄養学科 助教	R6.8.16
7	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	熊井まどか	健康管理学部健康栄養学科 教授	R6.8.16
8	R6.8.9	動物実験結果報告【終了】	熊井まどか	健康管理学部健康栄養学科 教授	R6.8.16
9	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	藤井俊輔	健康管理学部健康栄養学科 講師	R6.8.16
10	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	古田美咲	健康管理学部健康栄養学科 助手	R6.8.16
11	R6.8.9	動物実験結果報告【年度末】	古田美咲	健康管理学部健康栄養学科 助手	R6.8.16

## 15-2) 動物実験従事者数

### 薬学科

教授 4名、 准教授 4名、 講師 2名、 助教 1名、  
助手 1名 テクニカルスタッフ 4名、 大学院 2名、 卒業研究生 25名

### 健康栄養学科

教授 1名、 講師 3名、 助手 5名、 卒業研究生 7名、

### 国際観光学科

講師 1名

その他、

動物を用いる実習での従事者

1年生の授業「薬学入門」にて教育訓練実施後

薬学部 2年生 3年生

健康管理学部 2年生

15-3) 動物の使用状況

動物種	研究室	薬学部 薬学科									健康管理 学部 健康 栄養 学科	人間 社会 学部 国際 観光学 科	
		分子 生物 学	機能 形態 学	生 物 学	薬 品 物 理 化 学	薬 理 学	薬 物 治 療 学	医 療 藥 学	アミ ロイ ドー シス 病態 解析 学	臨 床 藥 剤 学			
		飼育匹数											
マウス [遺伝子改変マウス以外/授乳期を含む]		350	0	488	145	82 (220)	81	161	103	0	75 (22)	23	1508 (242)
マウス[遺伝子改変マウス/授乳期を含む]		607	0	0	0	209	0	0	102	0	0	32	950
ラット[遺伝子改変ラット以外/授乳期を含む]		0	(48)	0	0	0	107	52	0	66	283 (33)	0	508 (81)
ラット[遺伝子改変ラット/授乳期を含む]		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハムスター類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モルモット		0	0	0	0	0	(8)	0	0	0	0	0	(8)
ウサギ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	*	0	0	0	0	0	0	0	108*

( )内は実習で用いた動物 \*スナネズミ

#### 15-4) 教育訓練実施状況 等

R6 年度の薬学入門

開催日 R6 年 5 月 30 日 (木)

講師 山口 拓 教授

演題「実験動物の種類と取扱いについて」

開催場所 7201 教室

対象学生：薬学部 1 年生

健康管理学部 2 年生

開催日 R6 年 12 月 20 日 (金)

R6 年度 長崎国際大学 動物慰靈祭

開催場所 2101 教室

### 15-5) マウス、ラット感染症検査成績

令和6年度は①令和6年5月22日、②8月28日、③11月20日、④令和7年2月19日の4回、SPF及びコンベンショナルエリアの感染症の検査を行った。コンベンショナルエリアには2つの飼育室が存在する。飼育室1には、ラットが、飼育室2にはマウスが飼育されている。飼育室1の4隅の各々に1匹のラットを床下に1カ月以上の間、モニター用として飼育した。飼育室2及びSPFの飼育室3,4は、4隅にモニター用マウスを床下に1匹1カ月以上の間飼育した。

以下に示すように、③11月20日の検査においてSPF飼育室に消化管内原虫が観察された。以降CVエリアをより注意深く清掃し、④令和7年2月19日には観察されていない。

①令和6年5月22日

マウス飼育部屋 #1=CV, #3,#4=SPF

1 / 1

マウス感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/05/22 検査番号: 24Y229 依頼番号: ksat1260							
		部署名:	ICR ♀ 14W #1	ICR ♀ 14W #3	ICR ♀ 14W #4					
	通常動物コアセット	カテゴリー								
培養	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Enteromelia virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>LCM virus</i>	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mouse hepatitis virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
鏡検	Ectoparasites	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	Intestinal protozoa	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	Pinworm	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
培養	<i>Citrobacter rodentium</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	剖検所見		著変認めず	著変認めず	著変認めず					

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、

ホームページをご覧ください。

<https://www.iclasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、

*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。

*Rodentibacter heyllii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人実中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号

TEL: 044-201-8525 FAX: 044-201-8526

責任者 担当者

林元

田中

## CV のラット飼育部屋

1 / 1

ラット感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/05/22 検査番号: 24Y230 依頼番号: ksat1261						
		部署名:	Wistar ♀ 14W #2						
	通常動物コアセット	カテゴリー							
培養	<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C	0 / 4						
	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4						
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4						
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4						
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4						
	<i>Hantavirus</i>	A	0 / 4						
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4						
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4						
	<i>Sialodacryoadenitis virus</i>	C	0 / 4						
鏡検	Ectoparasites	C/E	0 / 4						
	Intestinal protozoa	C/E	0 / 4						
	Pinworm	C/E	0 / 4						
培養	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4						
	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C	0 / 4						
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4						
	剖検所見		著変認めず						

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、

ホームページをご覧ください。

<https://www.iclasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、

*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。

*Rodentibacter heyllii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人実中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号

TEL: 044-201-8525 FAX: 044-201-8526

責任者 担当者

林元

田中

② 令和6年8月28日  
マウス飼育部屋 #1=CV, #3,#4=SPF

1 / 1

マウス感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/08/28 検査番号: 24Y340 依頼番号: ksat1373							
		部署名:								
		ICR	ICR	ICR						
		カテ ゴリー	♀ 14W #1	♀ 14W #3	♀ 14W #4					
通常動物コアセット										
培養	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Ectromelia virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>LCM virus</i>	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mouse hepatitis virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
鏡検	<i>Ectoparasites</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Intestinal protozoa</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Pinworm</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
培養	<i>Citrobacter rodentium</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4					
剖検所見			著変認めず	著変認めず	著変認めず					

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、  
ホームページをご覧ください。  
<https://www.icleasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数  
・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、  
*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。  
*Rodentibacter heylii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人集中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号  
TEL: 044-201-8526 FAX: 044-201-8526

責任者	担当者
林元	甲中

## CV のラット飼育部屋

1 / 1

ラット感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/08/28 検査番号: 24Y341 依頼番号: ksat1374							
		部署名:								
		Wistar								
		カテ ゴリー	♀ 14W #2							
通常動物コアセット										
培養	<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C	0 / 4							
	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4							
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4							
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4							
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4							
	<i>Hantavirus</i>	A	0 / 4							
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4							
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4							
	<i>Sialodacryoadenitis virus</i>	C	0 / 4							
鏡検	<i>Ectoparasites</i>	C/E	0 / 4							
	<i>Intestinal protozoa</i>	C/E	0 / 4							
	<i>Pinworm</i>	C/E	0 / 4							
培養	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4							
	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C	0 / 4							
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4							
剖検所見			著変認めず							

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、  
ホームページをご覧ください。  
<https://www.icleasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数  
・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、  
*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。  
*Rodentibacter heylii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人集中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号  
TEL: 044-201-8526 FAX: 044-201-8526

責任者	担当者
林元	甲中

③ 令和6年11月20日  
マウス飼育部屋 #1=CV, #3,#4=SPF

1 / 1

マウス感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/11/20 検査番号: 24Y450 依頼番号: ksat1501			
部署名:		ICR	ICR	ICR		
		♀ 14W #1	♀ 14W #3	♀ 14W #4		
通常動物コアセット	カテゴリー					
培養	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Ectromelia virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>LCM virus</i>	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Mouse hepatitis virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
鏡検	<i>Ectoparasites</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Intestinal protozoa</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Pinworm</i>	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
培養	<i>Citrobacter rodentium</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4	0 / 4	3 / 4	
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4	
剖検所見			著変認めず	著変認めず	著変認めず	

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、  
ホームページをご覧ください。  
<https://www.icasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子・分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、  
*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。  
*Rodentibacter heylii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人集中研  
ICLASモニタリングセンター  
〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号  
TEL: 044-201-8526 FAX: 044-201-8526

責任者	担当者
林元	甲

CV ラット飼育室

1 / 1

ラット感染症検査成績		施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設	検査日: 24/11/20 検査番号: 24Y451 依頼番号: ksat1501			
部署名:		Wistar	♀ 14W #2			
通常動物コアセット	カテゴリー					
培養	<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C	0 / 4			
	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4			
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4			
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4			
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4			
	<i>Hantavirus</i>	A	0 / 4			
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4			
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4			
	<i>Sialodacyadenitis virus</i>	C	0 / 4			
鏡検	<i>Ectoparasites</i>	C/E	0 / 4			
	<i>Intestinal protozoa</i>	C/E	0 / 4			
	<i>Pinworm</i>	C/E	0 / 4			
培養	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4			
	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C	0 / 4			
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4			
剖検所見			著変認めず			

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、  
ホームページをご覧ください。  
<https://www.icasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子・分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、  
*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。  
*Rodentibacter heylii*, *Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人集中研  
ICLASモニタリングセンター  
〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号  
TEL: 044-201-8526 FAX: 044-201-8526

責任者	担当者
林元	甲

④ 令和7年2月19日

マウス飼育部屋 #1=CV, #3, #4=SPF

1 / 1

マウス感染症検査成績

施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設

部署名:

検査日: 25/02/19 検査番号: 25Y555 依頼番号: ksat1609

通常動物コアセット		カテゴリー	ICR ♀ 13W #1	ICR ♀ 13W #3	ICR ♀ 13W #4						
培養	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Ectromelia virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>LCM virus</i>	A	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Mouse hepatitis virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
鏡検	Ectoparasites	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	Intestinal protozoa	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	Pinworm	C/E	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
培養	<i>Citrobacter rodentium</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4	0 / 4	0 / 4						
剖検所見			著変認めず	著変認めず	著変認めず						

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、

ホームページをご覧ください。

<https://www.iclasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、

*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。

*Rodentibacter heylii*、*Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人実中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号

TEL: 044-201-8525 FAX: 044-201-8526

責任者 担当者

林元

甲中

CV ラット飼育部屋

1 / 1

ラット感染症検査成績

施設名: 長崎国際大学 薬学部 動物実験施設

部署名:

検査日: 25/02/19 検査番号: 25Y556 依頼番号: ksat1610

通常動物コアセット		カテゴリー	Wistar ♀ 13W #2								
培養	<i>Bordetella bronchiseptica</i>	C	0 / 4								
	<i>Corynebacterium kutscheri</i>	C	0 / 4								
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4								
	<i>Salmonella</i> spp.	A	0 / 4								
血清反応	<i>Clostridium piliforme</i>	C	0 / 4								
	<i>Hantavirus</i>	A	0 / 4								
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>	B	0 / 4								
	<i>Sendai virus</i>	B	0 / 4								
	<i>Sialodacryoadenitis virus</i>	C	0 / 4								
鏡検	Ectoparasites	C/E	0 / 4								
	Intestinal protozoa	C/E	0 / 4								
	Pinworm	C/E	0 / 4								
培養	<i>Pasteurella pneumotropica</i>	D	0 / 4								
	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	C	0 / 4								
PCR	<i>Helicobacter hepaticus</i>	C	0 / 4								
剖検所見			著変認めず								

注) : 各微生物の病原性などに関する情報は、

ホームページをご覧ください。

<https://www.iclasmonic.jp>

・検査成績の表記…分子/分母: 陽性検体数/検査検体数

・検査項目に *Pasteurella pneumotropica* がある場合、

*Pasteurella pneumotropica* には以下が含まれます。

*Rodentibacter heylii*、*Rodentibacter pneumotropicus*

公益財団法人実中研

ICLASモニタリングセンター

〒210-0821 川崎市川崎区鶴町3丁目25番12号

TEL: 044-201-8525 FAX: 044-201-8526

責任者 担当者

林元

甲中

15-6) SPF 入出記録 (年間の延べ入出人数)

分子生物学	221 人
生化学	257 人
アミロイドーシス病態解析学	140 人
感染制御	5 人
健康栄養学科	1 人
国際観光	56 人
業者 その他	10 人

## 15-7) 保守点検

### ① 動物室空調機器設備年間保守

第 1 回/全 4 回	動物舎空調機設備保守点検	4 月
第 2 回/全 4 回	動物舎空調機設備保守点検	8 月
第 3 回/全 4 回	動物舎空調機設備保守点検	11 月
第 4 回/全 4 回	動物舎空調機設備保守点検	2 月

### ② 飼育室の動物感染検査

年 4 回、①令和 6 年 5 月、②8 月、③11 月、④令和 7 年 2 月

### ③ オートクレーブ検査

カマトール 20Kg  
蒸気ボイラ部品交換  
オートクレーブメンテナンス(滅菌温度低下、ドア操作時異音)  
消毒器性能点検  
蒸気ボイラ点検、作業 (SUS-350、SUS-250G)  
オートクレーブ性能検査、作業 (S-100FW)

### ④ その他

産業廃棄物処分費

## 15-8) 動物実験施設に関連した業績

### 《論文発表》

1. Eshima H, Ishihara T, Tabuchi A, Kano Y, Kurokawa K, Shchepinov MS. Deuterium-reinforced polyunsaturated fatty acids protect against muscle atrophy by STZ-induced diabetic mice. *Free Radic Biol Med.* 2025; 230:273-282.
2. Nawata Y, Nishioku T, Yamamoto T, Yamaguchi T. 3,4-Methylenedioxymethamphetamine (MDMA) impairs cognitive function during withdrawal via activation of the arachidonic acid cascade in the hippocampus. *Drug Alcohol Depend.* 2024; 257:111139.
3. Tanaka H, Ichihara S. Improving fertilization rates in IVF using rutin and quercetin in preculture medium or through oral administration. *Front Vet Sci.* 2025;11:1506029.
4. Fukunari A, Matsushita H, Furukawa T, Matsuzaki H, Tanaka H, Ogawa Y, Sugimura Y, Inoue F, Ueda M, Ando Y. Arginine: A potential prophylactic supplement for transthyretin amyloidosis. *Biochem Biophys Res Commun.* 2024;737:150770.
5. Tanaka H, Matsuyama S, Ohta T, Kakazu K, Fujita K, Fukuhara S, Soda T, Miyagawa Y, Tsujimura A. The Natural HASPIN Inhibitor Coumestrol Suppresses Intestinal Polyp Development, Cachexia, and Hypogonadism in a Mouse Model of Familial Adenomatous Polyposis (*Apc*<sup>Min/+</sup>). *Biology (Basel)*. 2024;13:736.
6. Tanaka H, Sato H, Fukasawa M, Yamaguchi Y, Kakazu K, Seto T, Tanaka Y, Matsumoto Y. Comparison of Serum Testosterone Levels in Male Wild Boars and Domestic Pigs in Japan. *Wild* 2024; 1:57-62.
7. Yoshimura R, Araki H, Kikuchi Y, Shuichi N. Comparative Analysis of Leucine, Arginine, and Lysine Effects on Protein Synthesis in Mouse Skeletal Muscle and Liver after 60 Minutes of Oral Intake. *J. Integr. Stud. Diet. Habits* 2024;35:147-154.
8. Yoshimura R, Hamada T, Iida D, Araki H, Kikuchi Y, Shuichi N. Comparative analysis of the effect of leucine, arginine, and lysine on regulation of protein degradation pathways in mouse skeletal muscle and liver. *Nagasaki international university review* 2025;25:95-104.

9. 繩田陽子「薬物自己投与実験法を用いた依存性薬物に対する渴望再燃の発現機序と依存症治療薬の探索」 ファルマシア 60:1035-1039 (2024).
10. 田中宏光「HASPIN 阻害剤のがん抑制効果」 BIO Clinica 39:50-53 (2024)
11. 田中宏光「HASPIN 天然阻害剤を含むモヤシの経口摂取によるアルツハイマー抑制効果」 Precision Med 7:228-241 (2024)
12. 古田美咲、熊井まどか「長期的な鉄欠乏状態がもたらす母体および次世代への影響」 Medical Science Digest 50:55-57 (2024)
13. 古田美咲、熊井まどか「周産期の健康を左右する鉄-DOHaD 説が示す鉄の重要性-」 周産期医学 54:1524-1527 (2024)
14. 古田美咲、熊井まどか「DOHaD 説からみた母体の鉄欠乏と次世代への影響」 BIO Clinica 39:78-81、2024

#### 《学会発表》

1. The 2024 Cold Spring Harbor Asia Conference, IRON, REACTIVE OXYGEN SPECIES & FERROPTOSIS IN LIFE, DEATH & DISEASE, November 3–November 8, 2024, Lipid peroxidation regulates muscle atrophy induced by diabetes, Hiroaki Eshima,
2. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 3 日, 骨格筋におけるフェロトーシス代謝, 江島 弘晃
3. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 4 日, 不活動が肝臓の線維化と脂肪蓄積に及ぼす影響, 江島 弘晃, 永石 航大
4. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 3 日, 運動が過酸化脂質によるサルコペニアを防止する機序, 平木 光史郎, 江島 弘晃
5. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 3 日, 肥満が身体不活動時の骨格筋の固有張力に及ぼす影響, 野田 悠介, 江島 弘晃
6. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 3 日, 糖尿病が骨格筋の固有張力に及ぼす影響, 前田 一樹, 江島 弘晃

7. 第 78 回日本体力医学会大会, 2024 年 9 月 3 日, 身体不活動が不安情動および短期記憶に及ぼす影響, 八頭司 悠汰, 富賀 裕貴, 江島 弘晃
8. Autistic-like behaviors mediated by the dysregulation of endocrine systems via oxytocin and corticosterone in cannabinoid CB1 receptor knockout mice. Nawata Y, Nishioku T, Yamaguchi T, 35th World Congress of Neuropsychopharmacology (2024 年 5 月, 東京)
9. 第 77 回日本薬理学会西南部会, 2024 年 11 月, 福岡, カンナビノイド CB1 受容体の機能不全はオキシトシンおよびコルチコステロン分泌制御を介した自閉スペクトラム症様行動の発現に関与する, 繩田陽子, 西奥剛, 山口拓
10. 第 145 回日本薬学会年会, 2025 年 3 月, 福岡, ギャンブル行動症の新規モデル動物の確立を指向した行動薬理学的検討, 大橋学浩、西奥剛、山口拓、繩田陽子.
11. 日本薬学会第 145 年会, 2025 年 3 月, 福岡, 妊娠期の母親のポストバイオティクス摂食が仔マウスの恐怖ストレス反応に及ぼす影響, イ ジェビン, 中島 健輔、深澤 昌史、島袋 祥吾、高橋 一真、藤本 京子.
12. 日本アンドロロジー学会第 43 回学術大会, 2024 年 6 月 東京, 招待講演 ランチョンセミナー : Ser-Thr kinase HASPIN の天然阻害剤クメストロールを多く含む豆モヤシの加齢に対する効能の解析, 田中宏光
13. 日本アンドロロジー学会第 43 回学術大会, 2024 年 6 月 東京, ビタミン P 経口摂取による高齢マウスの妊娠性改善についての解析, 田中宏光
14. 日本アンドロロジー学会第 43 回学術大会, 2024 年 6 月 東京, アルツハイマー病モデルマウス 5XFAD の認知症発症は、HASPIN 阻害剤クメストロールを多く含むモヤシの経口摂取により抑制される, 嘉数圭祐 田中宏光
15. Inhibitor of HASPIN, which is exclusively expressed in male germ cells, suppresses cancer cell proliferation. Keisuke Kakazu, Hiromitsu Tanaka, The North American Testis Workshop (NATW) (2024 年 5 月 Denver CO)
16. Oral Administration of Bean Sprouts Containing a HASPIN Inhibitor Improves disease status in Alzheimer's Disease Model Mouse. Hiromitsu Tanaka, Keisuke Kakazu, The North American Testis Workshop (NATW) (2024 年 5 月 Denver CO)

17. 第 23 回長崎栄養改善学会, 骨粗鬆症の予防に資する雑穀類の可能性 -骨芽細胞様細胞株および実験動物を用いた骨代謝マーカーへの影響評価, 野田智章, 古田美咲, 菊地優子, 外尾亜利珠, 藤井俊輔, 熊井まどか, 野村秀一
18. 第 12 回日本栄養改善学会 九州・沖縄支部学術総会 (沖縄) 2024 年 12 月 21-22 日, 低糖質高たんぱく質食が肝臓・腎臓に及ぼす影響について, 久保玲奈、菊地優子、古田美咲、大城ひかり、小山佳音、兼島佳鈴、田村優奈、熊井まどか
19. 日本薬学会第 145 回年会, 2025 年 3 月, シスプラチニ誘発性恶心・嘔吐、食欲不振および体重減少に対するホスネツピタントの有効性の検討, オム ジフン, 神田 紘介

#### 《学術研究トピックス》

1. 2024 年 3 月, および 4 月 「いちおし! 九州沖縄」 NHK 長崎 (福岡・佐賀・長崎)  
<https://www.nhk.jp/p/ts/NL3NRWYM76/episode/te/2ZQYWKVNLX/>  
「豆モヤシに含まれる成分でアルツハイマーを防ぐ」
2. 長崎新聞 2024 年 10 月 11 日  
開発した豆モヤシで大腸がん抑制 男性ホルモンも上昇 長崎国際大などの研究チーム

動物実験に関する自己点検・評価報告書

長崎国際大学

令和 6 年 3 月

## 1. 組織・体制の整備

(1) 実施機関の長が明確であるか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

(実施機関の長の役職・氏名： 学長・中村誠司)

(2) 実施機関の長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験委員会の責務は明確であるか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験に関する規程

② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で指摘を受け、全面的に改善を行った。

## 2. 機関内規程

(1) 機関内規程が策定されているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験に関する規程

② 長崎国際大学研究倫理指針

③ 長崎国際大学研究倫理委員会規程

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で指摘を受け、改善を行った。

(2) 機関内規程に下記の項目が含まれているか？

はい ■一部に改善すべき点がある いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

1) 総則に関する項目

■趣旨および基本原則、あるいは目的

■用語の定義

■適用範囲

2) 実施機関の長の責務に関する項目

■機関内規程の策定

■動物実験委員会の設置

- 動物実験計画書の承認
- 動物実験計画の実施結果の把握
- 教育訓練の実施
- 自己点検及び評価
- 外部の者による検証
- 動物実験等に関する情報公開

3) 動物実験委員会の役割に関する項目

- 動物実験計画の審査
- 動物実験計画の実施結果に関する助言

4) 動物実験委員会の構成に関する項目

- 動物実験に関して優れた識見を有する者(動物実験の専門家)
- 実験動物に関して優れた識見を有する者(実験動物の専門家)
- その他学識経験を有する者(上記専門家以外の学識経験者)

5) 実験動物の飼養及び保管に関する項目

- マニュアル(標準操作手順)の作成と周知
- 飼養保管施設の設置要件

6) 動物実験等の実施上の配慮に関する項目

- 動物実験計画書の立案
- 適正な動物実験等の方法の選択
- 苦痛の軽減

7) 安全管理に関する項目

- 危害防止
- 緊急時の対応

8) 教育訓練に関する項目

- 教育訓練の実施者及び対象者
- 教育訓練の内容

9) ■自己点検及び評価に関する項目

10) ■外部の者による検証に関する項目

11) ■外部委託の実施に関する項目

12) 情報公開に関する項目

- 情報公開の方法
- 公開する項目

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程

- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学薬学部病原微生物等を使用する実験指針
- ⑬ 長崎国際大学薬学部遺伝子組換え実験指針
- ⑭ 長崎国際大学組み換え DNA 実験安全委員会規定
- ⑮ 令和 6 年度 動物実験計画承認申請書
- ⑯ 令和 6 年度 動物実験従事者登録申請書
- ⑰ 令和 6 年度 動物実験計画変更承認申請書
- ⑱ 令和 6 年度 動物実験計画結果報告書

・判断理由、改善の見通し

令和 6 年 12 月 10 日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で指摘を受け、改善のための検討中である。

(3) 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

■有り  無し

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

3. 動物実験委員会

(1) 実施機関の長により、動物実験、実験動物、その他専門家が委員に任命されているか？

■はい  一部に改善すべき点がある  いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程

- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(2) 動物実験委員会は計画書の審査結果を実施機関の長に報告しているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(3) 動物実験委員会は、動物実験の実施状況を把握し、実施機関の長に報告しているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程

- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(4) 動物実験委員会は、実施結果について実施機関の長より報告を受け必要に応じて助言を行っているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

#### 4. 動物実験の実施体制

(1) 動物実験計画書は、動物実験責任者により作成されているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(2) 動物実験計画書は、動物実験委員会の審議を経て、実施機関の長により承認又は却下されているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(3) 動物実験計画書に下記の項目が含まれているか？

□はい ■一部に改善すべき点がある □いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

■研究の目的と意義

■実験方法

■実験期間

■使用動物種

■使用動物の遺伝的・微生物学的品質

■使用予定匹数と、その根拠

■実験実施場所

■麻酔法、安楽死法

■代替法の検討

■苦痛度分類

■苦痛軽減措置

■人道的エンドポイント

■動物死体の処理法

■物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験規程

② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

③ 長崎国際大学研究倫理指針

④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程

⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規

⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規

⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規

⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規

⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規

⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規

⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針

⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で検証においての問題の指摘に従い改善のための検討中である。

(4) 実施機関の長は、動物実験の実施計画およびその結果を把握し、必要に応じて改善指示を行っているか？

□はい ■一部に改善すべき点がある □いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で検証において問題の指摘に従い改善のための検討中である。

## 5. 教育訓練

(1) 実施機関の長は、動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(2) 実施機関の長は、実験動物管理者に必要な教育訓練の機会を与えてているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(3) 教育訓練に下記の内容が含まれているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

- 法令等、機関内規程等
- 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- 苦痛分類および人道的エンドポイント
- 苦痛の軽減法(麻酔法など)
- 実験動物の飼養保管に関する事項
- 安全確保、安全管理に関する事項
- 人獣共通感染症に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(4)教育訓練の実施記録は保存されているか?

(教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等)

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ② 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

## 6. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

### ・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規
- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

### ・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で検証において問題の指摘に従い改善のための検討中である。

## 7. 情報公開

(1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

### ・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ② 長崎国際大学のホームページ、情報公開の項目にて①を公開

### ・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘に従い改善した。

### (2) 情報公開を行っている項目を選択

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- その他

## 実績状況

承認済み動物実験計画申請  
動物実験従事者数  
動物の使用状況  
教育訓練実施状況  
マウス、ラット感染症検査成績  
SPF 入出記録  
保守点検  
動物実験施設に関連した業績  
動物実験に関する自己点検・評価報告書  
実験動物飼養保管状況の自己点検票  
自己評価  
今後の運営方針

## 施設使用マニュアル

### ・根拠となる資料(ホームページの場合は URL)

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

### ・判断理由

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で検証において問題の指摘を受け改善済みである。

## 8. 安全管理

### (1)安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ 該当する実験は行われていない

定められている項目にチェックを入れてください。

病原体の感染実験 (該当する実験は行われていない)

有害化学物質の投与実験

放射性物質の投与実験 (該当する実験は行われていない)

遺伝子組換え動物を用いる実験

### ・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験規程
- ② 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度
- ③ 長崎国際大学研究倫理指針
- ④ 長崎国際大学研究倫理委員会規程
- ⑤ 長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会内規
- ⑥ 長崎国際大学健康管理学部研究等倫理委員会内規
- ⑦ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学研究等倫理委員会内規
- ⑧ 長崎国際大学薬学部研究等倫理内規

- ⑨ 長崎国際大学健康管理学部科研究等倫理内規
- ⑩ 長崎国際大学人間社会学部国際観光学等倫理内規
- ⑪ 長崎国際大学薬学部動物実験指針
- ⑫ 長崎国際大学薬学部病原微生物等を使用する実験指針
- ⑬ 長崎国際大学薬学部遺伝子組換え実験指針
- ⑭ 長崎国際大学組み換え DNA 実験安全委員会規定
- ⑮ 令和 6 年度 動物実験計画承認申請書
- ⑯ 令和 6 年度 動物実験従事者登録申請書
- ⑰ 令和 6 年度 動物実験計画変更承認申請書
- ⑱ 令和 6 年度 動物実験計画結果報告書

・判断理由、改善の見通し

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での指摘を受け、改善のための検討中である。

(2) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度  
長崎国際大学倫理委員会のクラウドに保存

・判断理由

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(3) 動物による傷害や疾病発生時の対応を定めているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度

・判断理由

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(4) 動物が施設外に逸走したとき場合の対応を定めているか？

- はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度

・判断理由

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

## 9. 飼養保管

(1) 実施機関の長は、機関内の(動物の)飼養保管施設を把握しているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度

・判断理由、改善の見通し

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(2) (動物の) 飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度

・判断理由

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(3) 実験動物管理者は、飼養保管基準に従って活動をしているか？管理の記録を残しているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

記録している項目にチェックを入れてください。

■飼養日報(作業記録・温湿度・差圧・動物数等)

■動物導入記録

■動物死亡記録

■異常動物・疾病動物・治療記録・解剖記録

■保守点検記録

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第 16 号 令和 6 年度

・判断理由、改善の見通し

令和 6 年 12 月 10 日(火) に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(4) 実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書やマニュアルを定めているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由、改善の見通し

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(5) 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(6) 以下の事項について点検しているか？

■はい 一部に改善すべき点がある いいえ

点検者: 実施機関の長 ■管理者 ■実験動物管理者 ■動物実験委員会 ■飼養者 その他  
( )

含まれる項目にチェックを入れてください。

- 整理整頓はされているか？
- 老朽化箇所、補修の必要な箇所が放置されていないか？必要な改修・更新計画は立てられているか？
- 空調、給排水等の設備は、適正に保守、点検がされているか？
- 飼育室の温度、湿度、換気等の環境条件の記録は保存されているか？
- 圧力容器等の法定点検を実施しているか？

・根拠となる資料

① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

(7) 飼養保管手順書、マニュアル等に下記の項目が含まれているか？

はい ■一部改善の余地がある いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

- 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- 飼育環境への順化又は順応
- 飼育室の環境条件(適切な温度、湿度、換気、明るさ等)
- 飼育管理の方法
- 健康管理の方法
- 動物の繁殖に関する取り決め
- 逸走防止措置と逸走時の対応
- 廃棄物処理
- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- 騒音の防止
- 施設・設備の保守点検
- 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- 緊急時の連絡
- 輸送時の取り扱い方法
- 施設等の廃止時の取扱い

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由

令和6年12月10日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」で検証において問題の指摘はなかったが、今後、現在の使用者規則を使用者に分かりやすくマニュアルを作る必要がある。

- 飼育環境への順化又は順応

- 動物の繁殖に関する取り決め

に関しては、実験を始める前に動物実験管理者から基本的ルールとして説明を行っている

- 輸送時の取り扱い方法

に関しては、輸送時に動物実験管理者から説明を行っている

- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止

長崎国際大学の動物実験施設使用者間で、施設管理当番を組んで施設のメインテナンスを行っている。問題が発生した場合、隨時、動物実験施設管理者に報告が上がり、問題事象を全体に報告し、使用者に相談したうえで適した殺虫剤等を用いて対処を行っている。

(8) 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか?

- はい □一部に改善すべき点がある □いいえ

・根拠となる資料

- ① 長崎国際大学 動物実験施設並びに実験動物使用実績 第16号 令和6年度

・判断理由、改善の見通し

令和 6 年 12 月 10 日(火)に実施された「動物実験に関する外部検証事業」での検証において問題の指摘はない。

#### 10. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、基本指針等への遵守状況を確認しているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ 外部委託は行っていない

・根拠となる資料

・判断理由、改善の見通し

## 15-10) 実験動物飼養保管状況の自己点検票

### 実験動物飼養保管状況の自己点検票

飼養保管施設の名称	長崎国際大学 動物実験施設
管理者氏名（部局の長等）	山口 拓（薬学部動物実験室管理委員会委員長）
実験動物管理者氏名	山口 拓
飼養者（人数）	60 名
飼養保管動物種および数	動物種：マウス・ラット・モルモット・スナネズミ 飼養数 <sup>*1</sup> ： 1970・589・8・108
点検実施日および実施者	実施日：2025.3.31 実施者 <sup>*2</sup> ：田中宏光

<sup>\*1</sup> 飼養数は点検実施日の数とする。

<sup>\*2</sup> 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

点検項目		点検結果	備考
飼 養 保 管 の 方 法	適切な給餌・給水が実施されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	要な健康の管理がなされているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の導入時に検疫（書面検疫を含む）を行っているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の飼育環境への順化、順応を図っているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
施 設 の 構 造 等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	傷害を受けるおそれはないか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
生活環境の保全	動物の死体および汚物の保管、処理等は適切に行われているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	施設は常に清潔に保たれているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか？	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	防護措置 <sup>*3</sup> :
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか？	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？ また、医師による救急措置が行えるか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	逸走時は粘着板等を購入し殺処分する計画

			現在まで部屋外の廊下等への逸走はない。
	人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	連絡先 <sup>*3</sup> ：
	地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	連絡先 <sup>*3</sup> ：
記録管理	動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	個体識別法 <sup>*3</sup> ： 指切断もしくは耳パンチ
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

- 点検結果で、「いいえ」又は「ある」をチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること
- \*3 「はい」をチェックした場合、備考欄に具体的な事項を記入すること
- 点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと

### 15-11) 自己評価

本年度も使用者の意識を高める教育訓練をおこない、適正に実施し円滑な施設運営ができた。教育訓練では、①できる限り動物に苦痛を与えない実験系の構築 (Refinement/改善)、②できる限り動物を使用しない代替実験系の構築 (Replacement/代替)、さらに、実験に使用される動物の数を少なくする実験系の構築 (Reduction/削減) を周知徹底した。さらに、1) 機関内規定の精査、2) 教育訓練の実施、3) 動物実験計画書の精査、4) 動物実験委員会の開催等を行い、5) 実験計画書の表記に関して、提出者にわかりやすい表記に更新した。また、6) 自己点検を進め、7) 情報公開のために動物実験施設の実情を動物実験センター使用実績としてまとめ、インターネット上で公開した。

また、令和6年度も、公私立大学実験動物施設協議会に参加し情報収集を行い、最新の情報にもとづき自己点検を実施した。更に最新の環境づくりを進め、動物福祉の維持の下で正確な動物実験を推進できる環境が整えられた。当施設の成果並びに自己評価を公表することにより、市民に理解を得られる施設になるよう更なる努力を重ねる。

### 15-12) 今後の運営方針

本施設が設置され17年が経過した。新しい施設ではあるが、経年とともに機械の消耗・不具合が認められている。特に気温の高い休日に温度異常が起り、その都度メンテナンス業者による修復を行っている。現状では問題はないが、来年度、問題視される若干の機種については予算強化し取り換えを行う予定である。施設専任職員のいない中、研究者間での情報交換を密にし、施設の異常には十分注意する必要がある。来年度も、「動物実験に関する外部検証事業」での検証結果に従って、学内指針や内規および各種申請書の改定を実施し、国際基準を満たす実験環境を維持しするように努める。

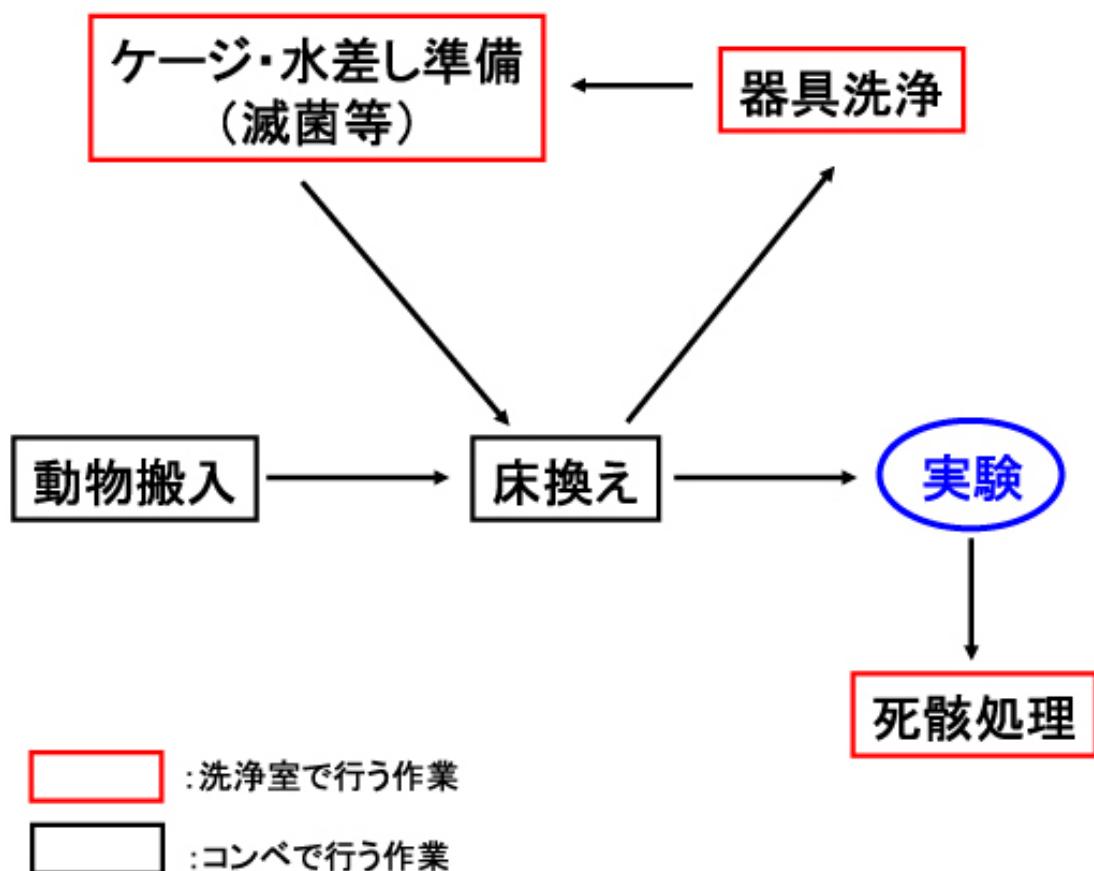
## 16. 施設使用マニュアル

### はじめに

本学に新設された最新鋭の動物飼育舎における動物実験において国際的レベルに準じる研究成果を上げるために動物を使用するものは以下の項目を順守すること。

1. 動物舎内は常に清潔を保つことを心がけること。
2. 実験開始(入荷)から実験終了(動物処理)までは各研究者/研究室単位で管理を行うこと。
3. 動物舎では以下の手順に乗っ取り、各研究者/研究室単位で動物の世話をを行うこと。餌、床じきなどの消耗品は各研究者/研究室単位で購入し、使用すること。
4. 動物舎への入室、退室は原則としてここに示すマニュアルに基づいて行うこと。
5. 洗浄室での作業は洗浄室のマニュアルに基づいて行うこと。
6. 飼育室、廊下、洗浄室の清掃やゴミ出しには清潔維持のため積極的に協力すること。
7. 不備な点あった場合は薬学部研究等倫理委員会から警告を出しが、その場合は下された指示に従うこと。
8. 動物舎内に何らかの異常が見られた場合は、動物実験委員会、薬学部研究等倫理委員会あるいは薬学部薬学科薬物治療学教室に直ちに申し出ること。
9. 不明な点は、動物実験委員会、薬学部研究等倫理委員会あるいは薬学部薬学科薬物治療学教室に尋ねること。

## 16-1) 動物舎使用の流れ



動物舎入・退室について 2)-5)

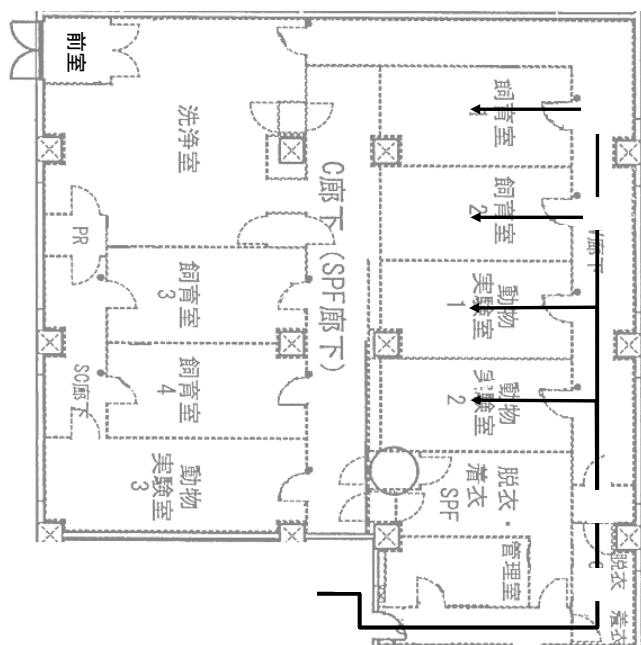
動物舎共同消耗品・鍵の管理について 17)

動物搬入・飼育について 6)-11)

機械使用について 12)-16)

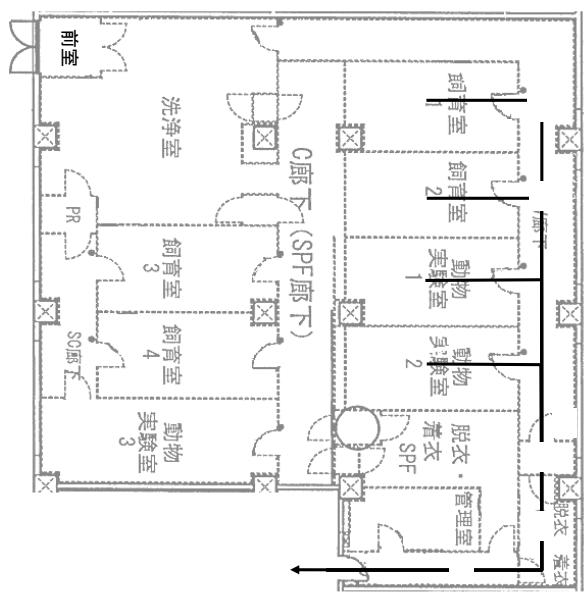
## 16-2) コンベ飼育室入室手順

1. 入り口に設置されている手指消毒機（①）で手指を消毒する。
  2. スノコの手前で靴を脱ぎ（②）、脱衣室（③）へ入室する。
  3. 白衣を着ている場合は白衣を脱ぐ（③）。
  4. パスルーム（④）を通りコンベ内へ入室する（注意：ドアの開閉は必ず片側ずつ行う）。
  5. ⑤に設置されているコンベ廊下用スリッパを履き、再度手指消毒機で手指を消毒する。
  6. ロッカー内の動物舎専用着衣を着る。
- \*専用着衣について：過度に汚れが付着した場合は隣に設置されたカゴに置く
7. 粘着シート上（⑥）でコンベ廊下用スリッパを脱ぎ、飼育室内スリッパ（⑦）に履き替え飼育室内へ入室する。



### 16-3) コンベ飼育室退室手順

1. 飼育室内用スリッパを脱ぎ (①)、コンベ廊下用スリッパに履き替え廊下に出る (②)。
  2. ③で動物舎専用着衣およびスリッパを脱ぐ (動物舎専用着衣に過度な汚れが付着した場合は隣に設置されたカゴに出す)。
  3. パスルーム (④) を通過する (注意: ドアの開閉は必ず片側ずつ行う)。
  4. ⑤で白衣を着る。
  5. ⑥で靴を履き退出する。

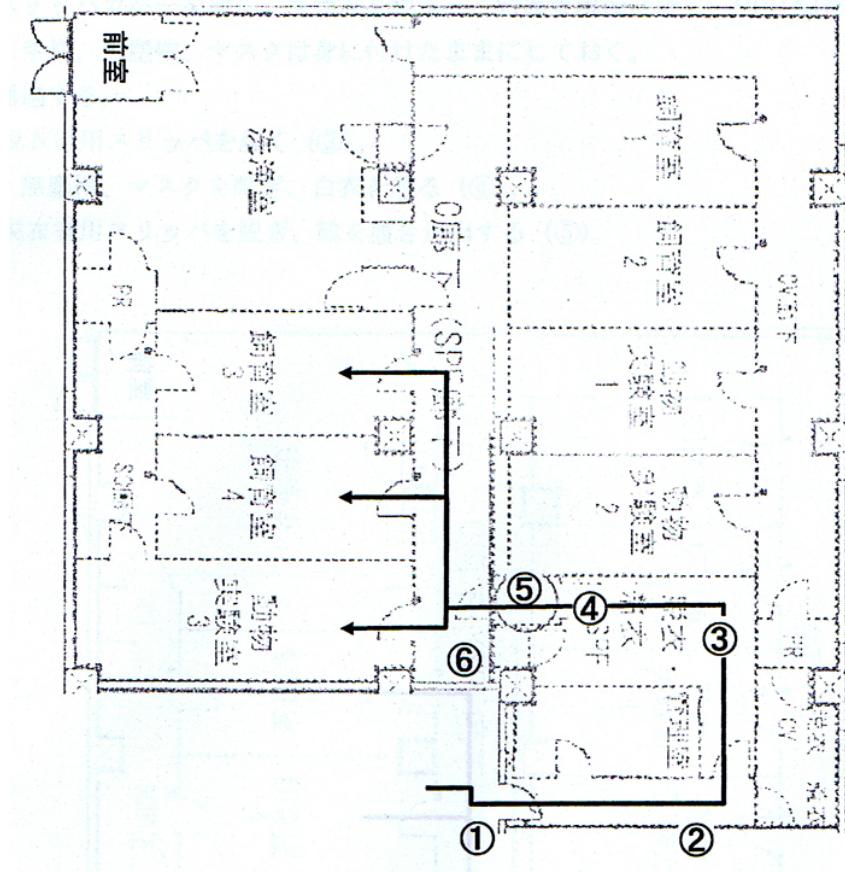


## 16-4) SPF 入室手順

入室時の前に入浴を行い、その後コンベンショナル域、あるいは動物やダニが存在する敷などでの作業を行っていないこと。

1. 入り口に設置されている手指洗浄機(①)で手指を消毒する。
2. スノコの手前で靴を脱ぎ(②)、素足で入室する。
3. 白衣を着ている場合は、白衣を脱ぎ、ロッカーに収納する。
4. ④でSPF入室用の手袋、無塵帽、フットカバーならびにマスクを装着する。
5. エアーシャワーを浴びて(⑤)、SPF室内へ入室する。
6. まず、手指を潤滑し、⑥に設置されている無塵衣を着用し、各部屋へ入室する。

実験材料の出し入れはパスボックスを用いUV照射を行うこと。



## 16-5) SPF 室退室手順

### その日に SPF へ再度入室しない場合

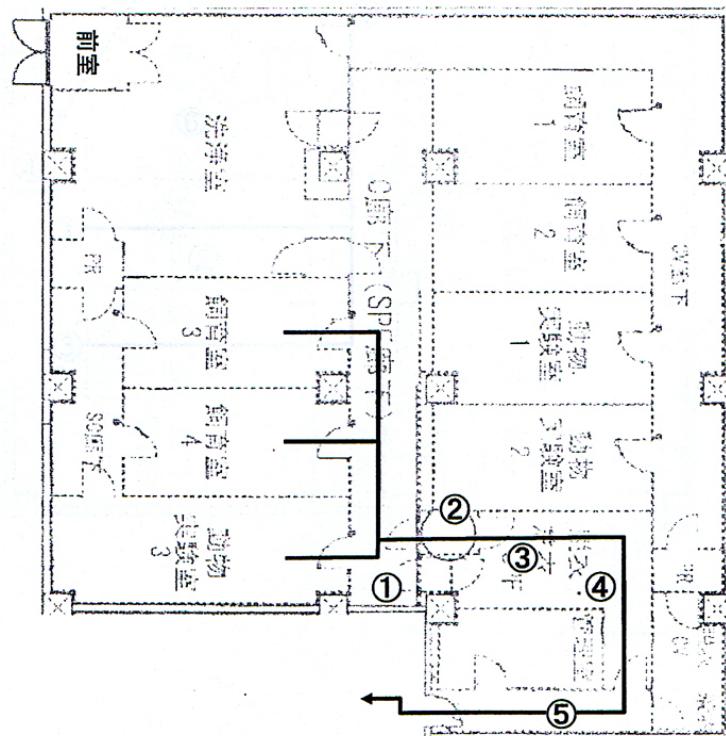
1. 無塵衣等を装着した状態で①②を通過する。
2. SPF 着衣室用フットカバーを履く。無塵衣を脱ぐ。無塵衣は使用済み Box へ入れる。
3. 手袋、無塵帽、マスクを脱ぐ(③)。
4. 白衣を着る(④)。
5. 靴を履き退出する(⑤)。

### その日に再度 SPF 内へ入室する場合

1. ①でフットカバーを捨て、無塵衣を脱ぎ、一時保管場所に置く。
2. ②を通過する。

手袋、無塵帽、マスク、フットカバーは身に付けたままにしておく。

3. 手袋、無塵帽、マスク、フットカバーを脱ぎ廃棄する(③)。
4. 白衣を着る(④)。
5. 靴を履き退出する(⑤)。



## 16-6) SPF 動物世話手順

必要なケージ、水瓶は前日までに洗浄室で滅菌後、SPF 廊下に入れておく。

1. 各研究室使用棚 (①) から必要個数のケージおよび水瓶を飼育室内 (②) へ入れる。
2. ケージ、水の交換を行う (②)。
3. 飼育室後方のドア (③) より汚れたケージおよび水差しを廊下へ出す。
4. パスルーム (④) に汚れたケージおよび水差しを置き、退出手順に従って退出する。
5. ⑤より入室し、ケージおよび水差しを洗浄する (⑥)。

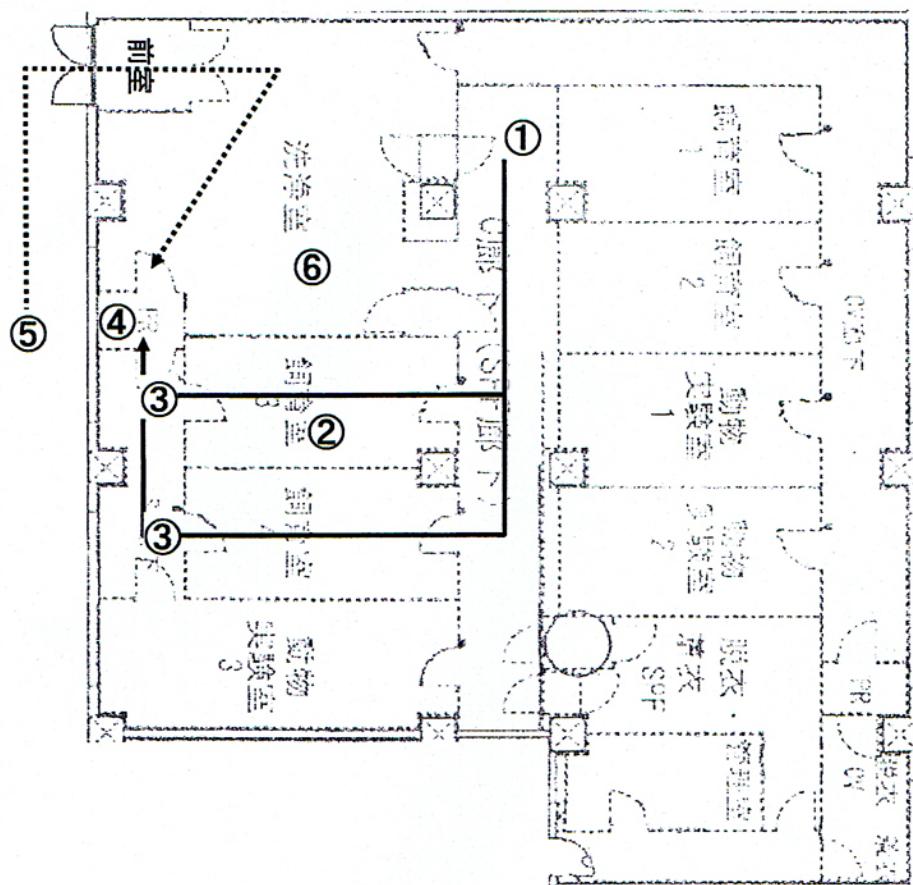
洗浄機使用可 : ケージ

洗浄機使用不可: ケージふた、水差しおおよび水差しキャップ

6. 洗浄ケージ等を乾燥棚に置く。

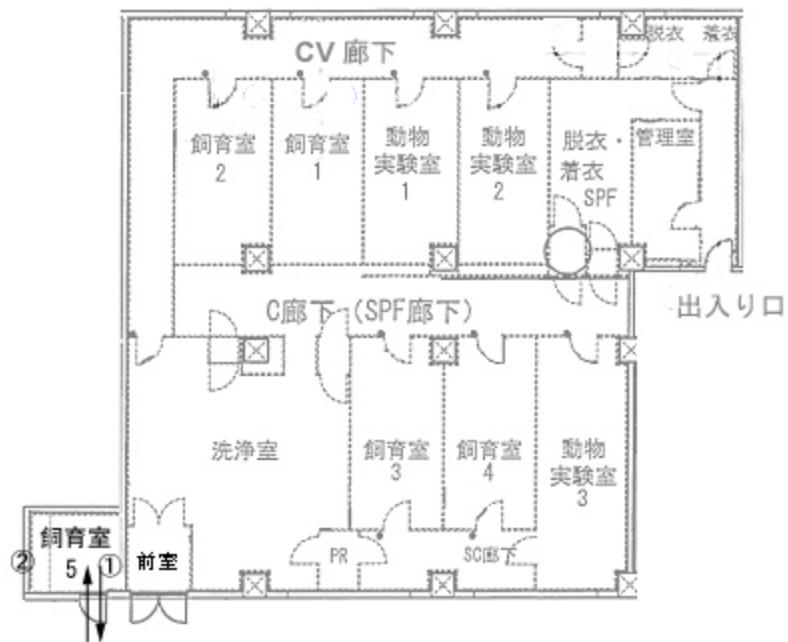
続けて滅菌する場合

7. 必要個数のケージ等をオートクレーブにて滅菌する。
8. ⑤から退出する。
9. SPF 内へ入り、滅菌物を SPF 側取り出し口から取り出し、棚に置く。



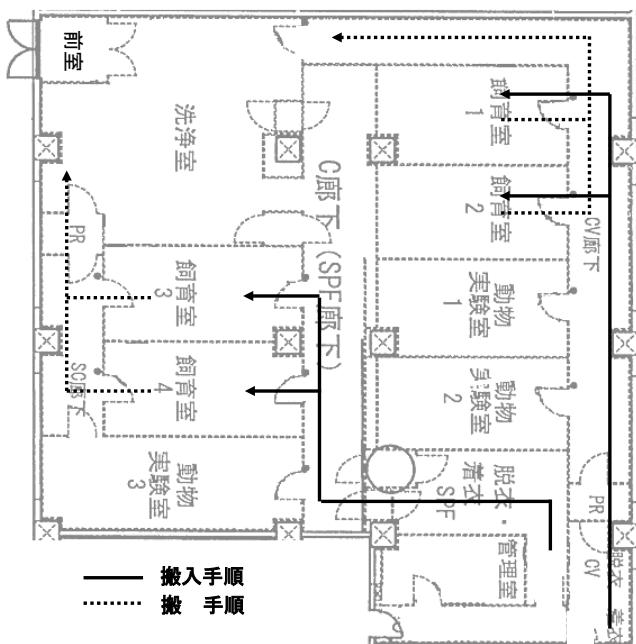
## 16-7) 実験室5 (ウサギ等) CV 動物世話手順

1. 白衣を着用し、入室後、手指洗浄液で洗浄し、スリッパを履く。
2. 割り当てられた各研究室使用棚 (①) の動物は各自で餌を与える。割り当てられた動物のケージ、自動給水器の口を各自で清潔に保つ (②)。
3. 飼育室を清潔に保つため、割り当てられた日時には掃除を行う。
4. スリッパを脱ぎ、退出する。



## 16-8) 動物搬入

1. 下図①または②より動物を実線に従い搬入する。
2. 減菌済みのケージに動物を移す。
3. 搬入箱（エコン又はダンボール製箱）をパスルーム（③）に持つて入る。
4. パスルーム内で動物舎専用着衣を脱ぎ、壁に設置されたフックにかけ、洗浄室側ドアを開ける。  
\*コンベ側のドアを締め切った後に洗浄室側ドアを開ける。
5. 洗浄室に設置されたスリッパを履き、搬入箱を洗浄室へ出す。  
\*ダンボール箱の場合は金具とダンボールに分別して洗浄室前室に置く（④）。  
\*搬入または飼育ケージ等に貼っている動物管理ラベルは、剥がしてから洗浄室へ出す。
6. パスルームにかけた動物舎専用着衣を再度身に付け、コンベ内へ入室する。  
\*洗浄室側のドアを締め切った後にコンベ側のドアを開ける。



## 16-9) 床換え

※ 必要ケージ、(水瓶)は前日までに洗浄室で滅菌後、コンベに入れておく (器具洗浄、ケージ・水差し準備を参照)。

1. 各研究室保管棚 (①) から必要個数のケージおよび水瓶を飼育室内 (②) へ入れる。

2. ケージ、水の交換を行う (②)。

\* ケージ蓋ならびに水差しは、各個人の判断で取り換える。

飼育室内に設置された流しで水道水を取り、飼育用水として使用でっさる。

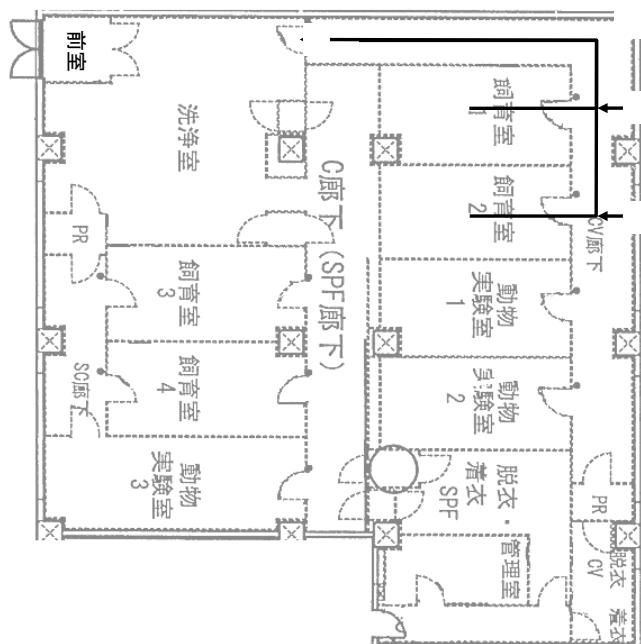
3. ③に設置された台車を使用し、汚れたケージおよび水差しを④のパスルームに持つて入る。

4. 動物舍専用着衣を脱ぎ、壁に設置したフックにかけ、洗浄室側ドアを開ける。

\* コンベ側のドアを締め切った後に洗浄室側ドアを開ける。

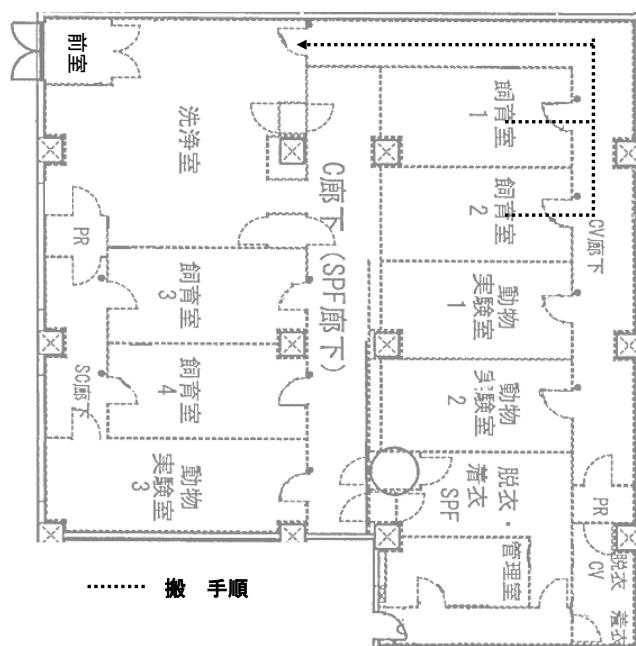
5. 洗浄室に設置されたスリッパを履き、洗浄室に入室し、使用済み器具を洗浄室側へ出す (⑤)。

\* 水差しは⑥に設置されたボックス (緑色) の中に入れ、ケージ蓋とケージは別で置く。



## 16-10) 死骸の処理

1. 点線に従い処分動物ケージをパスルームに出す。
  2. コンベ退室手順に従い退出する。
  3. 洗浄室へ入室する。
  4. パスルームからケージを取り出し、洗浄室で動物を処分する。
  5. 処分した動物を袋に入れ、①に設置されたフリーザー内に入れる。死骸は各研究室で分別して保管する（研究室名を記載した袋を用意し、その中に動物死骸を保存する）。
- \* 既に死亡している動物をフリーザーに保管する場合は、動物搬入手順もしくは床換え手順に従い、洗浄室へ入室する事が出来る。



## 16-11) ケージ・水差し準備

①洗浄機奥の予定表に研究室名、必要器具（ケージ、ケージ蓋または水差し）および、その必要個数を記入する。

例) 薬理：大ケ 20、小ケ 10、大水差し 3、小フタ 5  
(大ケ：大ケージ、小ケ：小ケージ)

②用意された動物飼育ケージ、ケージ蓋または水差しを滅菌する  
(所属パネルがケージ上に設置されています)。

\*滅菌操作は P87～88 オートクレーブ使用手順を参照

③滅菌物をパスルームに置く。

④コンベ入室手順に従いコンベへ入室する。

⑤パスルームから滅菌物を取り出し、各研究室保管棚に設置する。

\*項目①は火・金曜日午前(7:30)までに行うこと。

\*飼育器具数に限りがありますので1～2週間での必要個数を記入する。

\*水滅菌を行う際の水の充填は各自で行うこと。

## 16-12) 2F 機械室ボイラ一始動手順

### 1.2 給水・電源・燃料供給の準備

#### !**警告**



禁止

ボイラ内に圧力が少しでも残っている場合は（蒸気圧力計の表示が 0MPa となっていない場合）、缶体エア抜き弁は開けないでください。開けると蒸気が吹き出し、やけどを負うおそれがあります。



ぬれ手禁止

元電源の遮断器は、ぬれた手で操作しないでください。

高電圧により電撃を受け、けが又は死亡のおそれがあります。

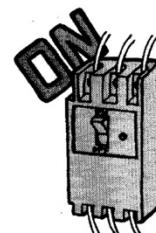
- 給水タンクに 2/3 以上水があることを確認します。  
・水が不足している時は、給水タンクから上流の給水ラインに異常がないか確認してください。

- ボイラ元電源の遮断器を ON にします。

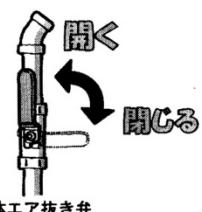
- ボイラの全表示が点滅し停電表示をします。

#### 注記

b) c) は初めてお使いになる場合や、ボイラ休止から復帰させる際の操作となります。

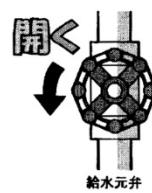


- リセットボタンを押します。  
・停電表示が解除されます。

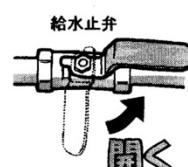


- 缶体エア抜き弁を開けます。(10 秒程度)

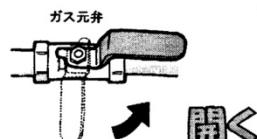
空気を吸込む音がしなくなりましたら、缶体エア抜き弁を開めてください。(SPS ミニ仕様の場合は不要。)



- 給水元弁を開けます。



- 給水止弁を開けます。



- ガス元弁を開けます。

#### 注記

ボイラ元電源の遮断器は、運転しないときでも ON にしてください。

長時間ボイラ元電源の遮断器を OFF にすると、ボイラに蓄積しているデータが消えてしまいます。

## 2.運転方法

### 2.1 運転操作



#### 警告



ボイラ稼動中は、ボイラ各部が高温になっていますので、主蒸気弁操作の際は主蒸気弁のハンドル以外は触れないでください。触るとやけど等のおそれがあります。



#### 注意



主蒸気弁操作にて脚立をご使用になる場合は、脚立の取扱方法に従ってください。  
間違った使用をすると、脚立から落ちてけがをするおそれがあります。

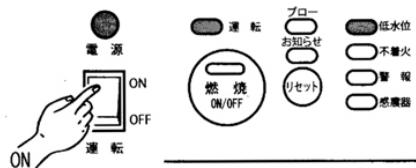
- a) 電源ランプが点灯していることを確認します。



- b) 運転スイッチを ON にします。

・運転ランプが点灯し、水位制御、薬注制御が開始されます。このとき、燃焼開始水位以下の場合は、低水位ランプが点灯又は点滅し、給水ポンプが始動します。

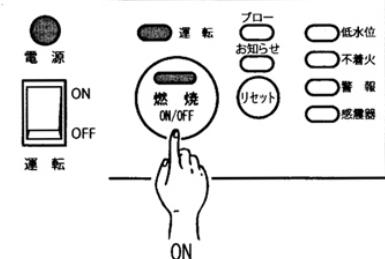
燃焼開始水位に達すると、低水位ランプは消灯して給水ポンプは停止します。



- c) 低水位ランプが消灯したことを確認します。

- d) 燃焼スイッチを ON にします。

・約 15 秒のプレページ (\*) 後、着火動作を行い、燃焼に入ります。  
・プレページ (\*) 中は燃焼ランプが点滅し、燃焼に入ると燃焼ランプは点灯します。



## 16-13) 2F 機械室ボイラー停止手順

### 3.停止

#### 3.1 正常停止



#### 警告



ボイラ停止直後は、ボイラ各部が高温になっていますので、主蒸気弁操作の際は主蒸気弁のハンドル以外は触れないでください。触るとやけど等のおそれがあります。



#### 注意



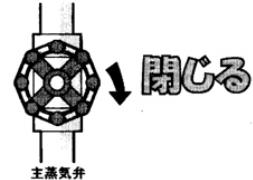
停止直後はボイラ各部が高温になっています。各部が十分に冷却しないまま作業を行うと、高温部に接触してやけどを負うおそれがあります。



#### 注意

主蒸気弁操作にて脚立をご使用になる場合は、脚立の取扱方法に従ってください。間違った使用をすると、脚立から落ちてけがをするおそれがあります。

- a) 負荷側に蒸気を止めて良いかどうか確認します。



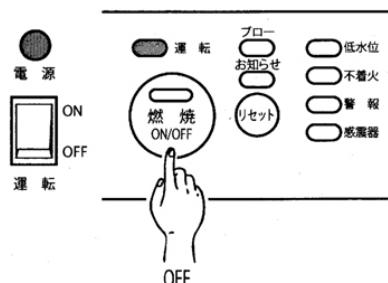
- b) 主蒸気弁を徐々に閉じます。

〔P35 『第3章 7.主蒸気弁の操作方法』〕

- c) 燃焼スイッチを OFF にします。

・燃焼ランプが消灯します。

その後、ポストページ (\*) が約 30 秒間行われます。



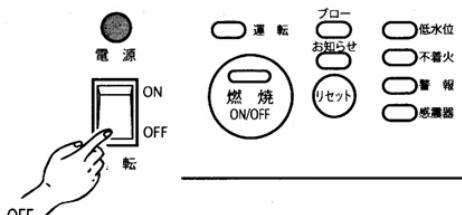
- d) ポストページ (\*) が終了したことを確認します。

・送風機が停止するとポストページ (\*) 終了です。

#### 注記

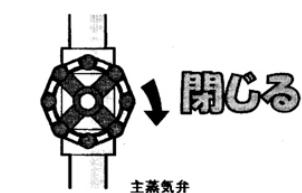
ポストページ (\*) を十分に行わないまま停止すると炉内に燃焼ガスが溜まり、ボイラ故障の原因になります。

- e) 運転スイッチを OFF にします。

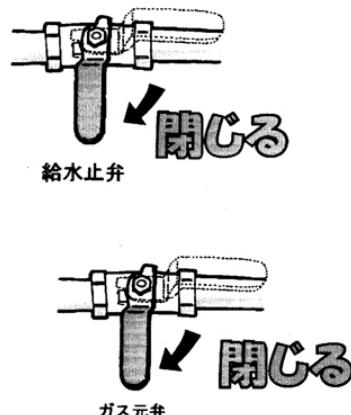


- f) 主蒸気弁を閉じます。

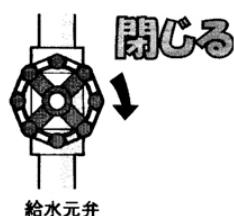
〔P35 『第3章 7.主蒸気弁の操作方法』〕



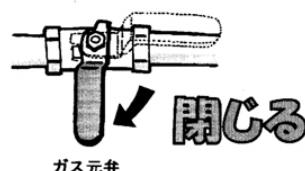
g) 給水止弁を閉じます。



h) 給水元弁を閉じます。



i) ガス元弁を閉じます。



### 3.2 異常停止からの復帰方法

ボイラ自身が運転を継続すると危険と判断した場合、運転を停止させブザーと表示で異常をお知らせします。『第6章 1.ブザーが鳴り、各ランプが点灯・点滅した場合』を参照し、異常原因を取り除いてください。  P55

#### 警告



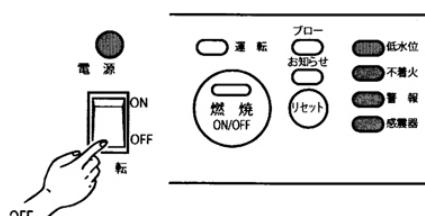
ボイラが異常停止した場合は、警報の原因を取り除く手順を守ってください。

**指示** 誤った操作を行うと、高温による火災ややけど、高圧による爆発、高電圧による電撃等により人身事故に繋がるおそれがあります。

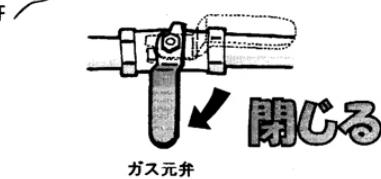
### 3.3 非常停止

燃焼中の運転音・作動音に異常を感じたり、燃料漏れに気づいたときは、次の手順で運転を停止してください。

a) 運転スイッチを OFF にします。



b) ガス元弁を閉じます。



c) 安全な場所に移動し、弊社営業所までご連絡ください。

## 16-14) オートクレーブ使用手順 (一般滅菌)

ケージ、ケージ蓋または水差し（空）滅菌法

所要時間約2時間

**MENU: 一般滅菌**

1. ボイラー始動手順に従いボイラーを稼動させる（2F機械室）。

2. オートクレーブの電源を入れる。

**\*電源を入れてから始動可能になるまで約5分かかります。**

3. 滅菌物を用意する（ケージへのチップ入れ等）。

**\*滅菌中にチップが舞うため、ケージの一番上には必ず空ケージを乗せ蓋をする事。**

4. 滅菌用台車にケージを乗せる。

5. 画面メニューが一般滅菌になっていることを確認する。

6. ドアを閉めてドア閉ボタンを押す。

7. 緑の画面に始動可能と表示が出るのを確認後運転ボタンを押す。

8. 取りだし作業

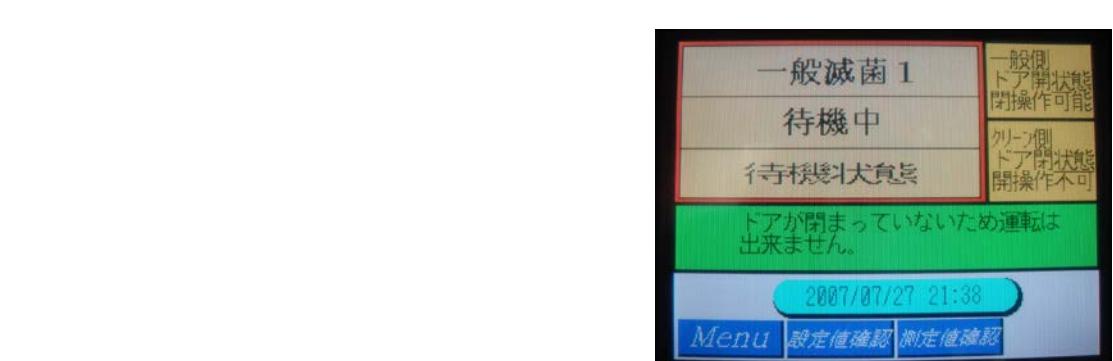
緑の画面に滅菌完了が表示されていることを確認し、ドア開ボタンを押す。

9. ドアが開いた事を確認し、台車ごと滅菌物を取り出す。

10. 緑の画面が再度待機状態に戻ったことを確認後電源を切る。

11. 装置の扉を軽く開け、換気しておく。

12. ボイラー停止手順に従いボイラーの電源を切る。



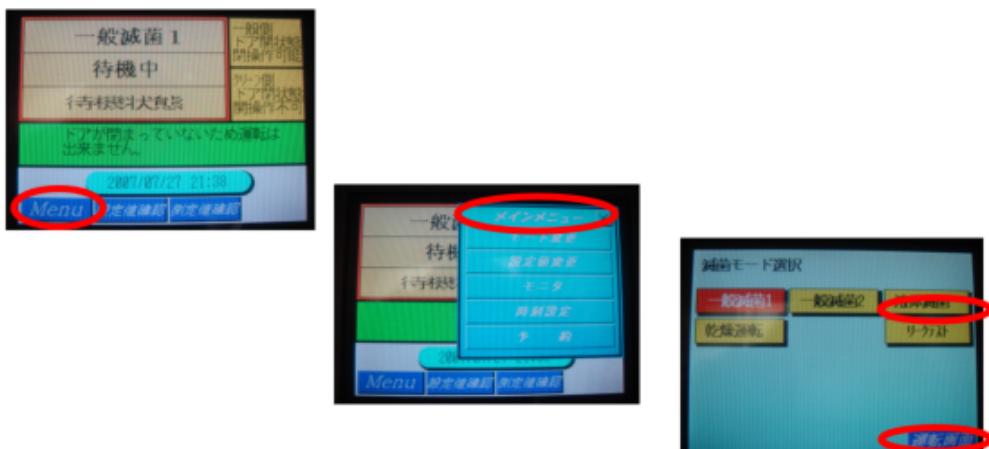
## 16-15) オートクレーブ使用手順 (液体滅菌)

### 水差し (水有り) 滅菌法

所要時間約 2 時間

MENU: 液体滅菌

1. ポイラー始動手順に従いポイラーを稼動させる (2F 機械室)。
2. オートクレーブの電源を入れる。  
*\*電源を入れてから始動可能になるまで約5分かかります。*
3. 水差しを用意する (大ケージをケース代わりにするとよい)。  
*\*通常通り水差しに水を入れ、キャップを閉める。但し、密閉した瓶を滅菌する場合はキャップをゆるめておいておく。*
4. 灰菌用台車に滅菌物を乗せる。
5. 画面メニューが一般滅菌になっている場合は以下の要領で液体滅菌画面に変更する。

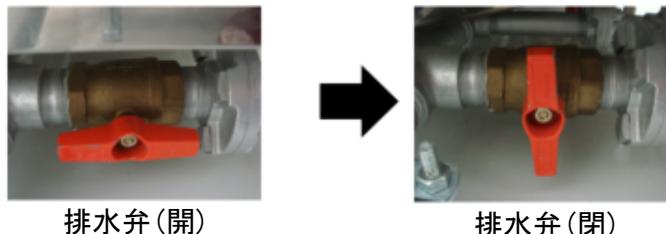


6. ドアを閉めてドア閉ボタンを押す。
7. 後は一般滅菌 7 以降と同様の操作を行う。

**お願い :** 滅菌終了後の滅菌物は速やかにコンベへ運び専用棚に保管してください。その際には入・退室のルールに従ってコンベへ運び込むようお願いします。

## 16-16) 洗浄機使用手順

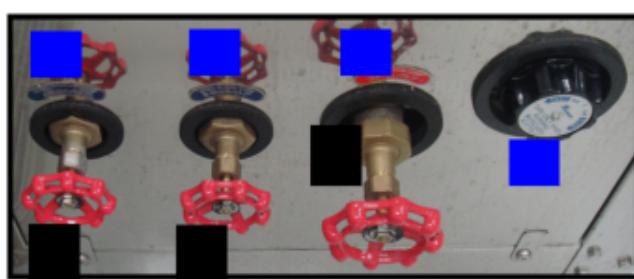
1. ボイラー始動手順に従いボイラーを稼動させる（2F機械室）。
2. 排水弁（A, B 槽の 2 箇所に有り）を閉じる。



排水弁(開)

排水弁(閉)

3. A, B 水槽のバルブ（図 1-A, B）を開け水を溜める。  
(最適水位になるまでに 20 分程度要します)。  
**\*最適水位になると自動的に水は止まるので蛇口は閉める必要はありません。**
4. 水が止まったのを確認後、蒸気バルブ（図 1-C）を開ける。
5. 電源ボタン（図 2-A）を押し電源を入れる。  
**\*蒸気バルブを開け、電源を入れた時点で蒸気が洗浄機内に入り、水槽内の水温が上がり始めます。水温は自動的に約 40 ℃に保たれます。**
6. 運転ボタン（図 2-B）を押しターンテーブルを稼動させる。  
(ケージは裏返しで置く。)  
**\*ターンテーブルの速さを変更したい場合は、図 1 D のつまみを表示に従って回してください。  
(注意：必ず運転中につまみを回すこと。故障の原因となります。)**



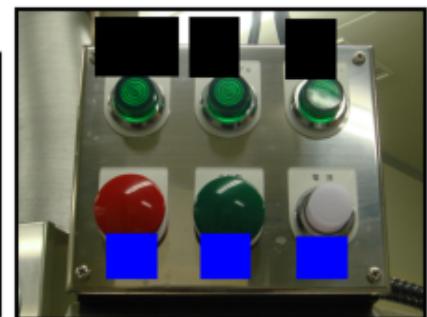
A

B

C

D

図1



C

B

A

図2

## 洗浄機使用手順 (つづき)

7. 洗浄後のケージ等は乾燥棚に置く。
8. 全ての洗浄が終わったら停止ボタン (図 2-C) を押す。
9. 電源ボタン (図 2-A) を押し電源を切る。
10. 蒸気バルブ (図 1-C) を閉める。

その日中に他に洗浄機を使用する予定がない場合は引き続き 11 へ進む。

11. A, B 水槽のバルブ (図 1-A, B) を閉め水を蛇口を閉める。

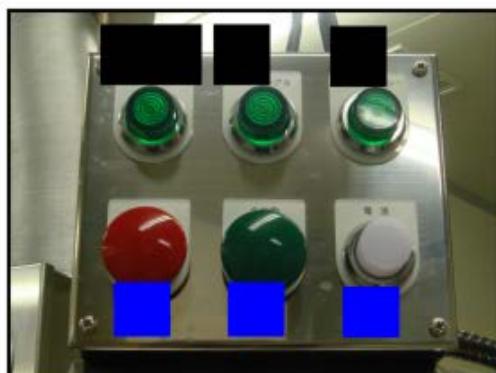
12. 排水弁 (A, B 槽の 2 箇所に有り) を開ける。

\*注意！！

蛇口を開放した状態で排水弁を開けると水位を保つために再度注水されます。

13. A, B 槽横にあるフィルターの扉 (図 3) を開け、チップ等のゴミを除去する (流し等に持つて行き洗ってください)。

14. ボイラー停止手順に従いボイラーの電源を切る。



C    B    A  
図2



図3

お願い：乾燥棚を使用した際は、遅くとも翌日には乾燥棚から下ろし、積み重ねて研究室名を記載した札を置き、使用主が分かるようにしておいてください。

## 16-17) その他

### ① 動物室共同消耗品について

品目	設置場所
飼育用ケージ・蓋（大・小）、水差し（大・小）、床敷き用チップ	洗浄室
キムタオル・ハンドタオル・帽子・手袋・マスク	空調管理室

\*上記以外の物品は、各研究室で用意する。

\*保管分消耗品の欠品に気づいた場合は、動物室管理者までご連絡する。

### ② 鍵の管理について

- 警備用キー（ALSOK）：薬学事務にお願いしてキーの追加を行ってください。（個人）
- 洗浄室鍵：薬学事務室（共有）
- 2F 機械室のドアノブ・鍵：空調管理室デスク引き出し（共有）
- ウサギ専用飼育室：空調管理室デスク引き出し（共有）

\* 共有の鍵について、使用後はその都度で施錠し、保管場所に返却する。

### ③ 注意とお願い

#### \*差圧について：

全ての飼育室は、飼育室内が陽圧となるように一定の差圧が保持されている。差圧異常の発生を防ぐために以下の点に注意する。

- ・飼育室のドアの開放は厳禁。
- ・ドアノブは垂直に降ろし、締め切りを行う。

#### \*飼育室内照明について：

自動点灯・消灯です（ON：7時、OFF：19時）。消灯時にも照明を付ける事はできるが、退出時には、忘れずに消灯すること。

#### \*日常メンテナンスについて：

動物舎動物舎の環境保持のために簡単なメンテナンスを持ち回りで行っている。

#### \*動物管理ラベルについて：

各ケージに動物管理ラベルを添付すること。

自由形式ですが、ラベルに①管理者、②動物種、③搬入時週齢、④搬入会社を記する。

17. 動物実験計画 申請書 等 (長崎国際大学薬学部動物実験指針より)

各学部ごとに動物実験計画 申請書 等 様式があります。  
学部の委員会にお尋ねください。

(様式 1)

動物実験委員会 委員長	薬学部長	施設管理者 または 動物実験室 管理責任者

## 動物実験計画承認申請書

平成 年 月 日

長崎国際大学  
学長 殿

動物実験責任者

所属 薬学部 研究室  
氏名 (印)

長崎国際大学動物実験に関する規程および長崎国際大学薬学部動物実験指針に基づき、下記の動物実験を計画しましたので審査をお願いします。

新規／継続	<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 継続	
実験名				
実験場所		実験期間*1	年 月 日	年 月 日
実験内容				
遺伝子組 換え 生物の使 用	<input type="checkbox"/> 有り		<input type="checkbox"/> 無し	
	有り の場合 遺伝子組換え実験の承認		<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
	遺伝子組換え承認番号：			
	実験課題名：			
	その他特記事項 ( )			
投薬薬物				
使 用 動 物	搬入元	<input type="checkbox"/> 業者 ( ) 名： ( )		<input type="checkbox"/> 譲受け (施設)
	微生物学的品質	<input type="checkbox"/> S P F		<input type="checkbox"/> その他 ( )
	モニタリング成績表の添付	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り 印： ( )	□後日 (事務局提出確認)
	動物種			
	系統			
	性別			
	頭数			
終了時の 処理法				

\*1 最長5年間とする

	氏 名	所 属	動物実験 従事者 登録番号	氏 名	所 属	動物実験 従事者 登録番号
実験 従事者						

(動物実験をより倫理的に行うためのチェックリスト)

1. 代替手段（より下等な動物や培養細胞、微生物、コンピューターシュミレーションによる方法など）を検討することが求められていますが、あなたが生きた動物を使用する理由は次どれに該当しますか？
 

代替手段がない      代替手段では精度が不十分  
代替手段では経費が大きすぎる  
その他（）
2. 動物の苦痛の軽減や排除について、あなたはどのような方法をとりますか？
 

苦痛とは関係がない実験  
短時間の保定期であるので特に問題はない  
実験の都合上長時間（24時間以上）の保定期はやむを得ない  
 （理由）  
手術等の処置をする時に麻酔薬等（）を投与する  
著しい苦痛が生じた時には安楽死させる  
実験の都合上苦痛はやむを得ない  
 （理由）  
その他（）
3. どのような安楽死の方法をとりますか？
 

麻酔薬（）の過剰投与  
頸椎脱臼  
後頭部殴打  
断首  
その他：  
 持込機器（）  
 持込器具（）  
 持込材料（）
4. 備考欄（）

申請区分	動物実験		
実験責任者	※	申請日	※平成 年 月 日
実験名	※		

※ 必ず記入すること。

審査記入欄

月 日 審査終了日 平成 年

審査結果	<input type="checkbox"/> 当該実験を承認する	<input type="checkbox"/> 当該実験を承認しない
コメント		
薬学部研究等倫理委員会委員長		氏名
印		

本実験計画を承認する。

平成 年 月 日

学 長

印

事務記入欄

承認番号 :	登録年月日 :	平成 年 月
	日	

動物実験委員会 委員長	薬学部長

(様式 2)

## 動物実験室（設置・変更）承認申請書

長崎国際大学  
学長 殿

平成 年 月 日  
管理責任者

所属 薬学部 研究室  

氏名   (印)

動物実験の実施に際して、下記のとおり動物実験室の（設置・変更）についての承認を申請します。

記

1 実験室名

2 実験室の位置及び概況

(建物内での位置及び実験室内の設備の位置等を示す図面を別紙として添付すること。)

3 使用予定の動物等の種類

4 実験動物 逸走防止のための設備、周辺環境への悪影響防止のための措置

設 備 名	形 式・性 能	備 考

5 動物実験室に関連した主要研究設備

設 備 名	形 式・性 能	備 考

6 変更理由

概 要

申請区分	動物実験室（設置・変更）		
管理責任者	※	申請日	※ 平成 年 月 日
実験室名	※		

※ 必ず記入すること。

審査記入欄

月 日	審査終了日	平成 年
審査結果	<input type="checkbox"/> 当該施設を承認する	<input type="checkbox"/> 当該施設を承認しない
コメント		
薬学部研究等倫理委員会委員長 氏名		
印		

動物実験室の（設置・変更）を承認する。

平成 年 月 日

学 長  
印

事務記入欄

承認番号：	登録年月日： 平成 年 月 日
-------	--------------------

(様式 3)

動物実験委員会 委員長	薬学部長

## 動物実験従事者登録申請書

長崎国際大学  
学長 殿

平成 年 月 日

申請者 学科 \_\_\_\_\_  
研究室 (学籍番号) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり実験動物を取り扱いたいので、申請します。

### 記

取扱開始時期	年 月 頃を予定
取扱動物種名	
取扱目的 (研究課題名でも可)	

### 教育訓練に関する記録

種類	実施日	確認欄
動物実験規則第5条による教育訓練	平成 年 月 日	
実験動物学関連講義 講 義 科 目 名 ( )	平成 年 月 日	
そ の 他 ( 具 体 的 ) に	平成 年 月 日	

※健康診断については結果を別紙にて提出すること。

動物実験従事者の教育訓練を終了したことを認める。

平成 年 月 日 学長 (印)

### 事務記入欄

登録番号 :	登録年月日 : 平成 年 月 日
--------	---------------------

(様式 4)

動物実験委員会 委員長	薬学部長	施設管理者 または 動物実験室 管理責任者

## 動物実験計画変更承認申請書

長崎国際大学  
学長 殿

平成 年 月 日

動物実験責任者  
所属 薬学部 研究室  
氏名 印

動物実験計画を下記のとおり、変更したいので承認願います。

記

承認番号	
実験課題名	

### 1. 変更事項\*1

1) 動物実験実施者の変更、実験責任者の変更

2) 実験動物種及び使用数等の変更

3) 実験実施期間の変更

4) その他

### 2. 変更等の理由

\*1 変更箇所について、各項目に変更内容を簡潔に記載すること。変更なしの項目には「なし」と記入すること。また、遺伝子組換え動物の実験については別途、長崎国際大学薬学部研究等倫理委員会の承認を得ること。

申請区分	動物実験（変更）		
実験責任者	※	申請日	※ 平成 年 月 日
実験名	※		

※ 必ず記入すること。

審査記入欄

月 日	審査終了日	平成 年
審査結果	<input type="checkbox"/> 変更に問題はない	<input type="checkbox"/> 変更に問題がある
コメント		
薬学部研究等倫理委員会委員長 氏名		
(印)		

本実験計画の変更を承認する。

平成 年 月 日

学長

(印)

事務記入欄

承認番号：	登録年月日： 平成 年 月 日
-------	--------------------

(様式 5 )

学長	動物実験委員会 委員長	薬学部長	施設管理者 または 動物実験室 管理責任者

## 動物実験（終了・中止・年度末）結果報告書

長崎国際大学  
学長 殿

令和 年 月 日

動物実験責任者

所属 薬学部 研究室  
氏名 印

下記の動物実験を（終了・中止・継続）しますので、結果を報告します。

### 記

1. 承認番号				
2. 実験課題名				
3. 終了・中止日	令和 年 月 日	(継続 時には記載不要)		
4. 主な進捗状況				
5. 使用動物種と使用頭数				
6. 終了・中止後の実験動物の措置 (他実験計画への転用、他施設への譲渡、処分方法等を記入。継続時には記載不要)				
7. 自己点検・評価欄				
・動物実験の実施について				
<input type="checkbox"/> 承認どおり実験計画を実施した				
<input type="checkbox"/> 承認された計画に変更を加えて実施した (変更について承認を得ていること)				
<input type="checkbox"/> 承認どおり実験計画を実施しなかった (中止したとき含む)				
その理由				
[	]			

(様式 6 )

動物実験委員会 委員長	薬学部長	施設管理者 または 動物実験室 管理責任者

## 動物搬出承認申請書

長崎国際大学  
学長 殿

平成 年 月 日

申請者

所属 薬学部 研究室

氏名

印

この度、下記の通り動物の搬出を行いたいので申請します。

記

1. 課題承認番号	
2. 実験課題名	
3. 搬出日 (予定)	平成 年 月 日
4. 動物種及び系統名 (遺伝子名など)	
5. 性別および数	
6. 状態※1	
7. 拡散防止措置レベル	
8. 大臣確認実験の有無	
9. 搬出先 施設名および譲受者	
10. 搬出元飼育室	
11. その他の添付書類の 添付※2	

※1 生体、凍結など

※2 日本:情報提供書の添付、責任者の承認書の添付、海外:輸出入届出書の添付、責任者の承認書の添付 等

申請のあった動物の搬出に問題ないことを報告する。

平成 年 月 日

薬学部研究等倫理委員会委員長

印

申請のあった動物の搬出を承認する。

平成 年 月 日

学長

印

## 18. 薬学部動物施設管理者

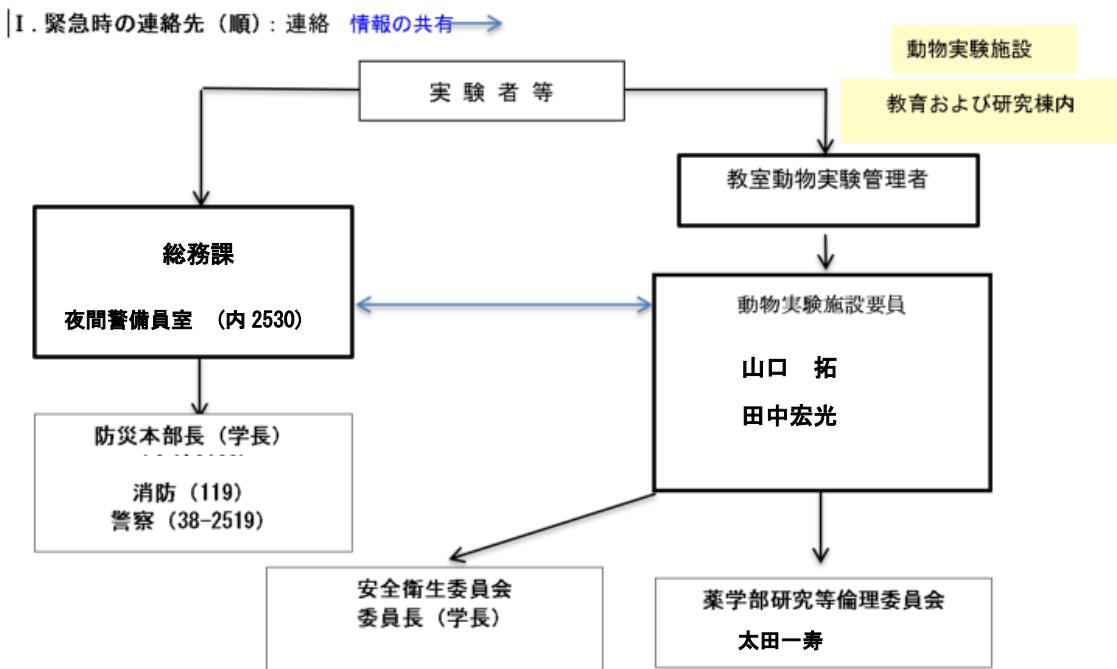
山口拓 (薬学部 薬物治療学研究室 教授) 薬学部動物実験施設責任者  
田中宏光 (薬学部 分子生物学研究室 准教授)  
繩田陽子 (薬学部 薬理学研究室 准教授)

## 19. 緊急時対応マニュアル

### 長崎国際大学 実験動物に関する災害等緊急時対応マニュアル

(平成 26 年 12 月 1 日、動物実験委員会制定)

このマニュアルは、本学の実験動物（動物）に関する災害等緊急時の対応等について記載し、実験・飼育作業時の教職員・学生・委託職員等（実験者等）の安全確保および動物の逃走防止を目的とする。なお、各用語は上記規程、ガイドライン、長崎国際大学動物実験規程、薬学部動物実験施設利用規程、遺伝子組換え生物等の使用規程に準ずる。



## II. 安全確保の優先順位

1) 緊急時の安全確保の優先順位は下記のとおりとする。



## III. 緊急事態発生時の対応

### 1. 地震 (概ね震度4弱以上) の場合

- 実験、飼育作業の中止**
- 揺れが収まるまであわてて室外には出ない。
  - 揺れている間は実験台の下に身をかくすなど室内実験器具、飼育機材、照明器具、戸棚、薬品等の転倒・落下から身の安全確保を図る。
  - 窓ガラスには近づかない。
- 火気設備・動物**
- 揺れが収まったら、火気類を使用中の時は、身の安全を図りながら直ちに消火し、ガスの元栓を閉じる。
  - 火災が発生した時は、[2. 火災の場合](#)と同様に対応する。
- 機材の処置**
- 使用中の実験機材、空調機器、オートクレーブ、ボイラー等の電源やブレーカーを切る。
- 外部への避難**
- 建物外へ避難する時は部屋の扉を閉め、エレベータを使わず階段を介し、外壁やガラス等の落下がない事を確認しながら退出し、建物から離れて集合する。
  - 教職員等は学生の避難誘導を積極的に行う。
  - 建物内へは、事務局長 ( ) の許可が下りるまで戻らない。
- 被害状況の確認**
- 揺れが収まって10~20分後、建物内への進入許可が得られたら、実験者等および管理者等は余震に最大限の注意を払いながら、負傷者、建物内の動物数の確認、逃亡動物の

有無、飼育機材等の転倒・落下、実験機材の損傷状況等を確認する。

○負傷者はキャンパスライフ・ヘルスサポートセンター（保健室）（内線 2117）へ連絡後、搬送する。

○地震による被害状況および動物の逃亡状況の有無は、実験動物管理者等へ速やかに報告する

（I. 緊急時の連絡先参照）。なお、報告を受けた者は、動物関連委員会を介して、総務課（夜間は警備室室）へ口頭および文書で報告する（各者間の情報の共有を図ること！）。

○動物が建物外へ逃亡した場合は、動物関連委員会を介して、総務課から関係機関へ速やかに連絡・報告する。

○遺伝子組換え動物が逃亡した場合は、速やかに遺伝子組換え実験安全主任者、遺伝子組換え実験安全委員会、学長を介して文部科学省に連絡する。

## 2. 火災の場合

**火災発生時** ○実験・飼育作業を中断し、身の安全を確保しながら、大声で周囲に火事の発生を知らせ、火災報知機を鳴らす。

○室内あるいは廊下にある消火器、消火栓を使い、初期消火に努める。ただし、火が天井まで届く場合は、直ちに退室する。

○建物の外へ退出する場合は地震時と同じ（**外部への避難**参照）。

**消火後** ○消火終了後、室内的動物の逃亡の有無を確認する。

○逃亡した場合は、地震の時と同じ対策を講じる（**被害状況の確認**参照）。

○実験室・飼育室を再開する場合は地震の時と同じ対策を講じる（5. ライフライン遮断時及び復旧後の対応の**動物実験・飼育再開**参照）。

**3. 風水害の場合**：基本的対応は「地震の場合」に準拠する。ただし、気象庁や自治体の予報・勧告・指示等の情報をラジオ、TV、インターネット等を利用して収集に努め、甚大な被害が予想される場合、実験や飼育作業は行わず、時間に余裕をもって早めに帰宅する。

**帰宅できない場合** ○天候の急変などにより帰宅不可能の時は、天候が回復するまで建物内にとどまる。

○とどまる場合は、教育研究棟内では、研究責任者、動物施設内では施設職員の許可を得て、対応すること。ただし、実験・飼育作業は行わないこと。

## 4. 不審者の侵入・盗難の場合：必ず2名以上で行動すること。1人では行動しない。

**不審者を発見した場合** ○教職員にすぐ連絡し、総務課（夜間は警備室）（内線 2503）に通報する。連絡がつかない場合は、直ちに110番通報する。その際、落ち着いて自分の名前、いる場所（大学名、建物名、階数、研究室名）と不審者がいる旨を伝える。

○身の安全を確保するため、部屋のカギをかける。

○襲われそうになった時は周囲に分かるように大声で叫ぶ。

**動物の盗難にあった場合** ○教職員にすぐ連絡し、総務課（夜間は警備員室（内線 2503、携帯 080-3180-6765））に通報する。

○教育研究棟内では動物実験委員会に連絡し、対応等について検討する。

○最終的には、安全管理委員会へ各委員会が経過・検討内容等を報告して、委員長あるいは学長が関係官庁（警察、消防、保健所等）への報告を行う。なお、遺伝子組換え動物の場合は、[1. 地震の場合の被害状況の確認](#)と同じ。

## 5. ライフライン遮断時及び復旧後の対応

1) ライフライン（電気、水、ガス）遮断時の対応：総務課からの情報収集に努める。

**停電時の対応** ○20秒以内に非常用発電機により自動的に電気が一部（G系統）供給されるが、節電のため飼育装置などの電源を切る。

○センターにおいては自動洗浄飼育機器の給水系も遮断し、節水に努める。

**空調関連機器** ○ガスの確保ができない限り、冷水・温水が作れないので、空調機吸排気ファンは直ちに停止する。

○室内臭気削減・室温確保のため、1日に数回は外気温確認後、適宜吸排気ファンを短時間（5～10分程度）稼働する。

○室内の温度は、14°C～28°Cが望ましい（湿度は無視）。室温の確認は、各研究室単位でコントロールする。

**動物飼料・飲用水の確保** ○センター飼料庫には約1ヶ月分の飼料を常時在庫しているのでそれを必要最低限の量、使用する。

○上水が使用できない時は、飲用水はセンター（微酸性次亜塩素酸水）あるいは各研究室、実習室の蒸留水・純水・氷を使用する。

**飼育機材の確保** ○センターには約1ヶ月分の消毒済床敷を常時在庫しているのでそれを使用する。

○ケージ交換サイクルは通常の2倍とする（マウスの場合2-3週間ごと）。

○飼育機材の消毒は、原則洗剤による洗浄のみとする。

○厚手のビニール袋に入れた汚物はゴミステーションに保管する。

**動物処分の判断** ○ライフライン遮断に伴い動物舎が重篤な機能障害（損壊等）を受けた場合、動物管理者等の判断により下記の要項を検討する。

- ・急性実験用動物の安楽死処分。
- ・慢性実験および繁殖用動物の場合は、感染防止の観点から室内の環境保全を勘案し、動物の確保数を必要最低限とする。
- ・動物死体は、教育研究棟内、センター内それぞれ指定の保管場所に保管。

2) ライフライン（電気、水、ガス）復旧後の対応：庶務課からの情報確認

**復電の場合**

○すべて機器の状態をチェック後、電源のブレーカー、スイッチを入れ、起動を目視で確実に確認する。自動復帰型の機器も同様。ただし、給水が必要な機器は通水確認後に実施。

○暫時、機器の稼働状況を確認する。不具合があれば直ちに停止し、修繕などの対策を講じる。

**水の場合**

○事前にすべての水栓を閉じる。

○順次、水栓をゆっくり開けて通水を確認する。

**ガスの場合**

○すべてのガス栓が閉じていることを確認する。

○業者によるガス漏れ確認作業後に使用可能となるので 許可なくガス栓を開けないこと。

**動物実験・飼育再開**

○原則として、空調機器稼働後、室内と飼育機材の洗浄・消毒後、飼育を再開する。

○教育研究棟内の動物実験室と飼育機材の消毒方法等は、総務課職員の指示に従う。

○センター内の飼育・実験室等は微酸性次亜塩素酸水で洗浄消毒し、既存動物（必要に応じてモニター動物）を ICLAS モニタリングセンターに送付して指定病原体等がすべて陰性であることを確認する。

○モニター動物等で陽性結果が出た場合は、微生物クリーニングなどの方策を利用責任者と協議する。

長崎国際大学  
動物実験施設並び実験動物使用実績 第16号  
令和6年度  
令和7年12月26日発行  
編集・発行：長崎国際大学動物実験委員会